



第2期 中央市
子ども・子育て支援事業計画
親が子どもがいきいきプラン

令和2年3月



市長あいさつ

近年、我が国では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少などにより、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が著しく変化しているといわれています。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子ども一人ひとりが健やかに育つことが大切であるともいわれています。



子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、めまぐるしく変化する社会環境を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、より良い親子関係の形成や子どものより良い育ちを実現することに他ならず、「子どもの最善の利益」が実現される社会をみんなで考えていくことだと感じております。

このような中、本市においては、平成27年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し事業を展開してまいりましたが、計画期間の終期が平成31年度（令和元年度）となっていることから、このたび令和2年度を始期とする第2期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、就学前児童や小学生をもつ市民の皆様に対して子育て支援などに関する調査を実施し、このニーズ調査結果を反映させながら、「中央市子ども・子育て会議」において事業計画の内容をご審議いただき、策定を進めてまいりました。“子どもを生みやすい・育てやすい環境づくり”という、子どもを生み育てる側の視点に立った子育て支援サービスをはじめ、社会のあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、社会全体で子ども・子育てを支援するための計画としております。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、熱心にご検討をいただきました「中央市子ども・子育て会議」の委員の皆様及び関係各位のご協力に対しまして心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

中央市長 **田中 久雄**

目次

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の名称	2
4. 計画の位置づけ	2
5. 計画の期間	3

第2章 中央市の概況

1. 人口等の推移	4
2. 教育・保育施設の状況	8
3. 児童館・放課後児童クラブの状況	10
4. 子育てサークルなどの状況	11
5. 母子保健の状況	12
6. 就学の状況	15
7. 安全の状況	16

第3章 ニーズ調査（住民アンケート）結果について

1. ニーズ調査の概要	17
2. ニーズ調査結果	18

第4章 計画方針

1. 基本的な考え方	26
2. 総合目標	26
3. 施策の体系	27
4. 計画の進捗状況の確認及び評価	27

第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1. 教育・保育給付事業等の推進	28
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	32

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	34
第6章 分野別の施策・事業の取り組み	
基本目標1 多様なニーズに対応した子育て支援.....	42
基本目標2 豊かな健康づくりの推進.....	46
基本目標3 子どもと親の教育環境の整備.....	51
基本目標4 支援が必要な家庭へのやさしい環境づくり.....	53
基本目標5 子どもにやさしい安全なまちづくり.....	58
第7章 計画の推進体制	
1. 推進体制.....	60
資料編	
1. 関連条例.....	61
2. 策定経過.....	63
3. 委員名簿.....	64
4. ニーズ調査票.....	65



第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画の背景

国は平成15年7月に、抜本的な少子化対策を図るため「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から平成26年度の10年間、集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に対し「次世代育成支援地域行動計画」の策定と推進を義務づけました。これを受け、中央市では、平成20年3月に「中央市次世代育成支援地域行動計画」、平成22年3月に「中央市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、子どもの育成支援の推進を図ってきました。加えて、平成15年に「少子化対策基本法」、翌16年に「少子化社会対策大綱」、平成19年に「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成22年に「子ども・子育てビジョン」など、子育てと仕事の両立に関わる支援と取り組みが進められてきました。

平成24年に可決された子ども・子育て関連3法¹に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行となったため、本市においても「中央市子ども・子育て支援事業計画 ～親が子どもがいきいきプラン～」を平成27年3月に策定し、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等、子育て家庭の支援に努めてきました。

このたび、「中央市子ども・子育て支援事業計画 ～親が子どもがいきいきプラン～」の第1期計画期間が平成31年度（令和元年度）をもって満了となることから、計画の評価・見直しを行い、国の改定指針も踏まえたうえで、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画 ～親が子どもがいきいきプラン～」を策定いたしました。

¹ 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



2. 計画の目的

本計画は、本市における子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏まえ、市民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定しました。

3. 計画の名称

計画の名称は前計画の基本理念を継承し、「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画～親が子どもがいきいきプラン～」としました。

4. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づき、本市の最上位計画である「第2次中央市長期総合計画」に示された市の基本理念を踏まえ、市の子育てに関わる各種計画との整合性を図ったうえで策定しました。



5. 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項により、5 年ごとに策定することが義務づけられているため、令和 2 年度から令和 6 年度とします。

なお、最上位計画である中央市長期総合計画や、中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、関係性の強い中央市教育振興基本計画や中央市子どもの貧困対策推進計画の期間は次のとおりです。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2次中央市長期総合計画	→									
第2次中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略	←									
第2次中央市教育振興基本計画	←									
中央市子どもの貧困対策推進計画	→									
第2期中央市子ども・子育て支援事業計画 ～親が子どもがいまいきプラン～	←									



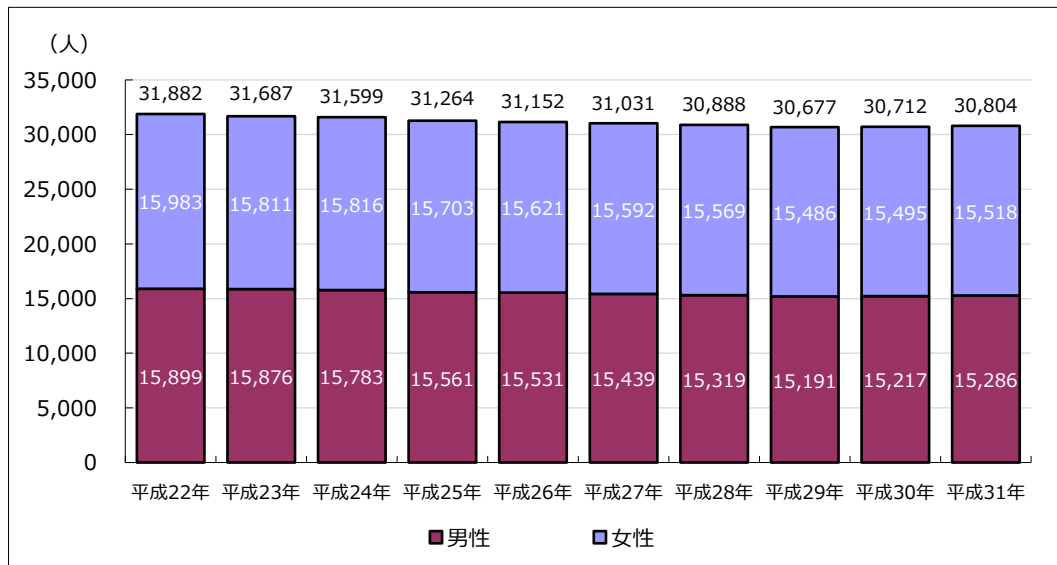
第2章 中央市の概況

1. 人口等の推移

(1) 人口

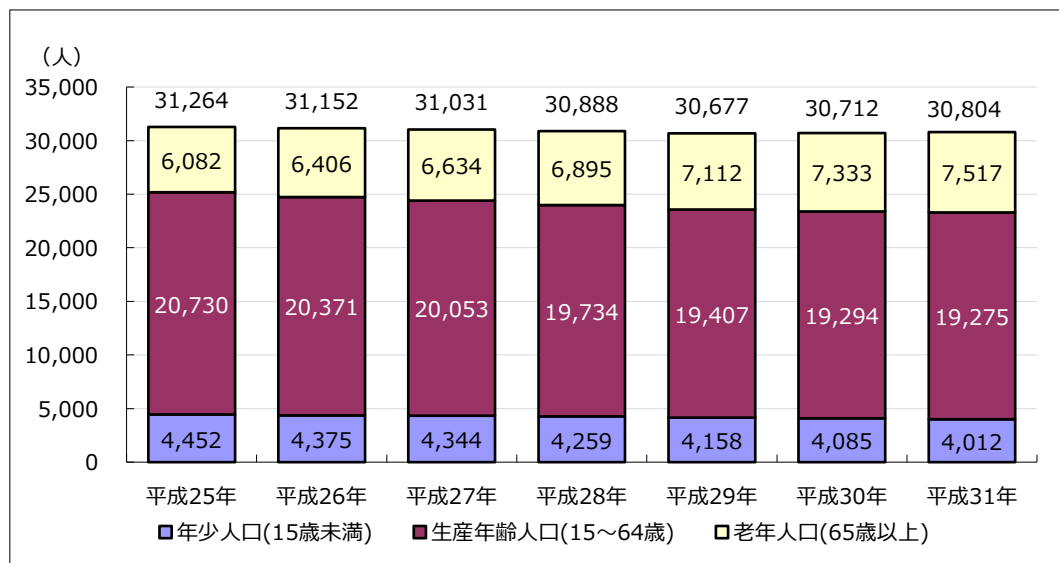
本市の人口は、男性、女性ともにほぼ横ばいの状態にありますが、直近の2年はわずかに増加傾向となっています。年齢3区分人口では、老年人口が増加し、生産年齢人口と年少人口が減少しています。

男女別人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

年齢3区分人口の推移



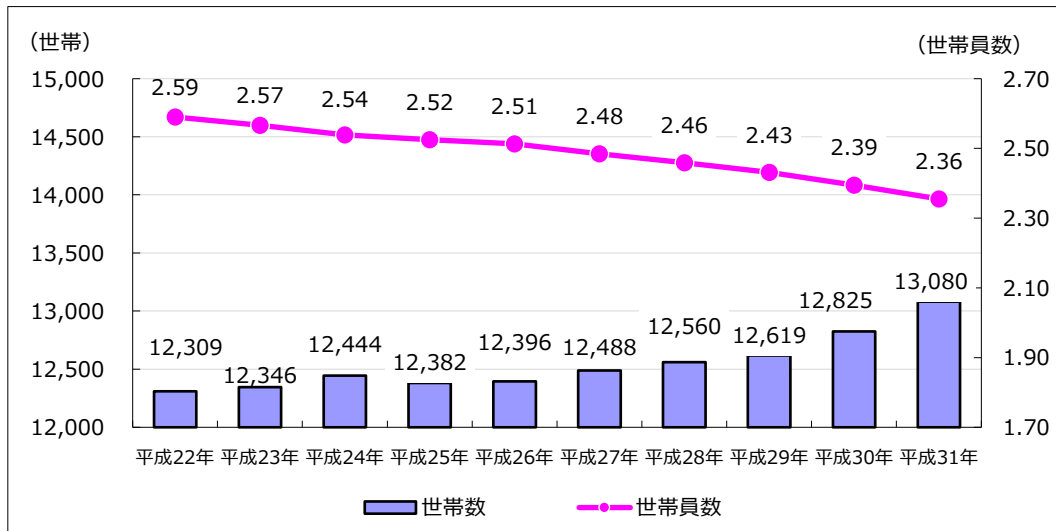
出典：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）



(2) 世帯数

世帯数は増加傾向にあり、平成 22 年の 12,309 世帯から、平成 31 年には 13,080 世帯と 771 世帯増加しています。一方、一世帯あたりの人数は減少傾向にあり、平成 22 年の 2.59 人から、平成 31 年には 2.36 人となっています。

世帯数と一世帯あたり世帯員数の推移

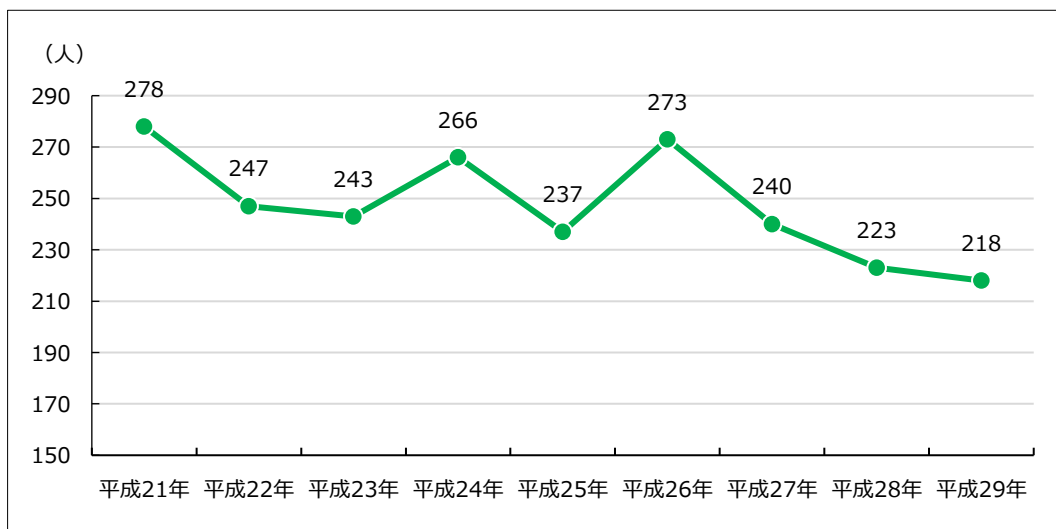


出典：住民基本台帳世帯数（各年 3 月 31 日現在）

(3) 出生数

出生数は、増加している年もありますが、平成 21 年以降、緩やかに減少傾向となっています。平成 21 年では 278 人でしたが、平成 29 年には 218 人と 60 人減少しています。

出生数の推移



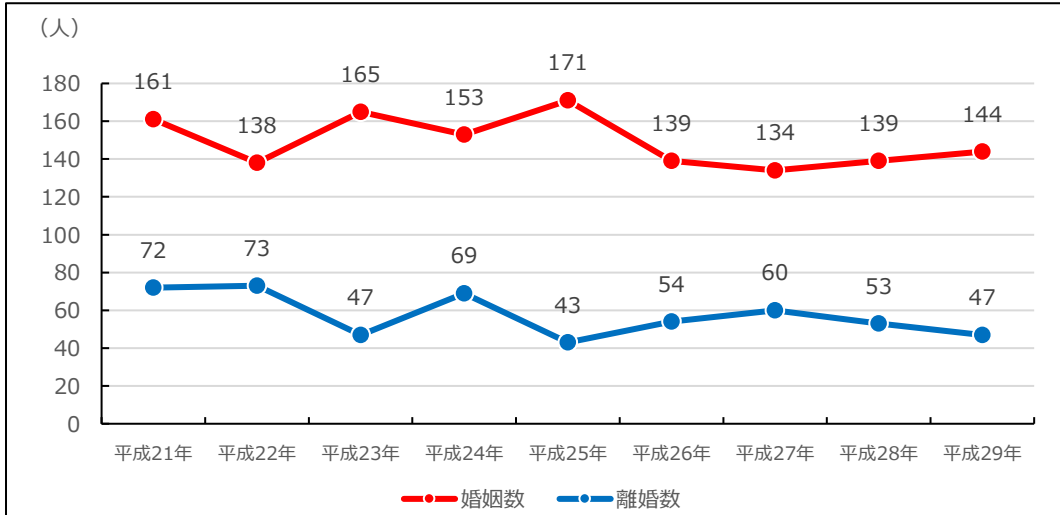
出典：人口動態統計



(4) 結婚・離婚

婚姻件数は、平成 25 年の 171 件をピークに減少し、その後横ばいで推移しています。一方、離婚件数は平成 22 年の 73 件をピークに減少傾向にあります。

婚姻数と離婚数の推移

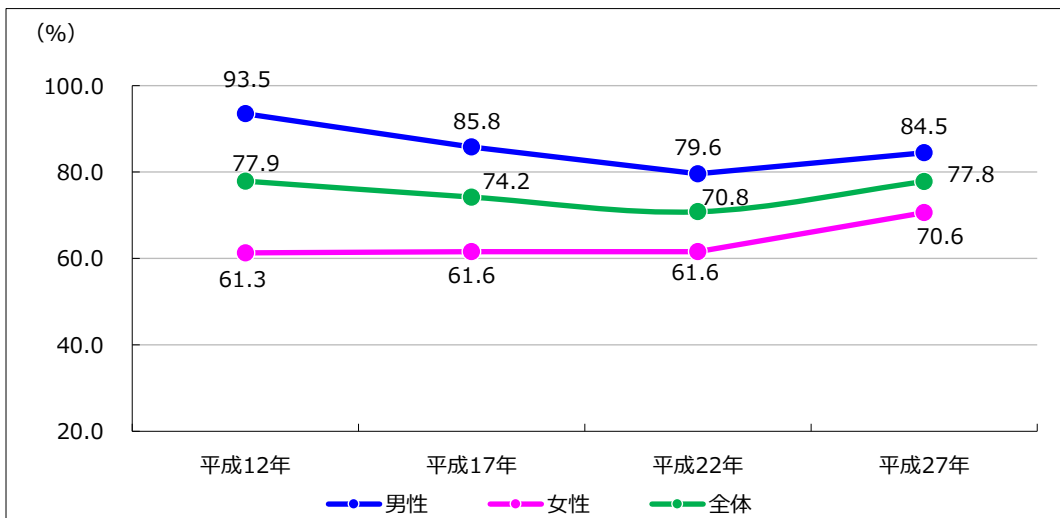


出典：人口動態統計

(5) 就業率²

就業率は、平成 12 年以降平成 22 年まで、男性は低下傾向、女性は横ばいとなっていました。平成 27 年では、男性・女性とも上昇しています。

男女別就業率の推移



出典：国勢調査

² 就業率 = 25 歳～44 歳の就業者数 / 25 歳～44 歳の人口 × 100

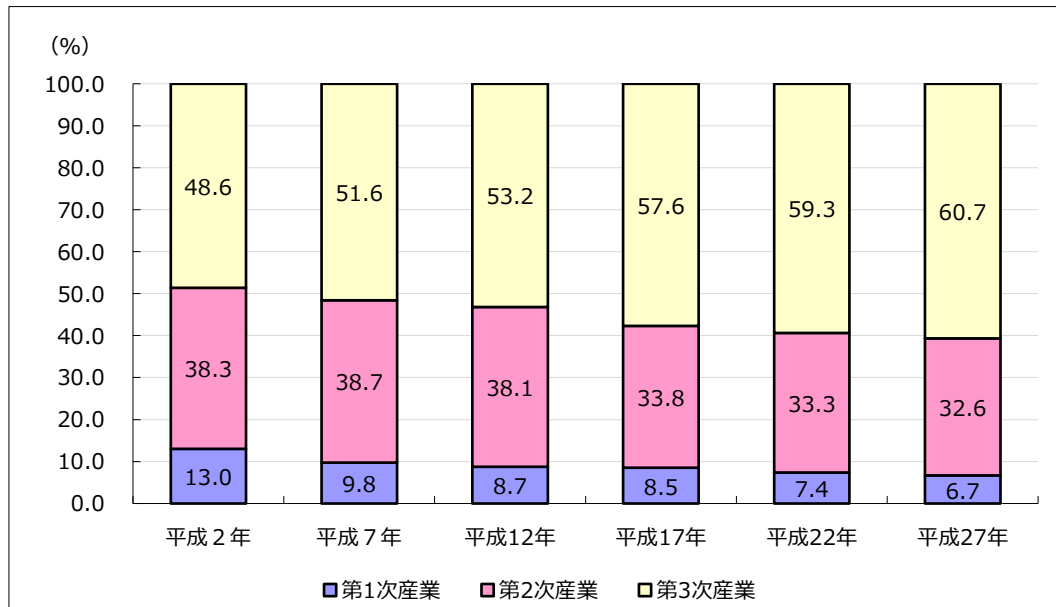
※国による「子育て安心プラン」における女性の就業率に準じ、25 歳～44 歳の人口及び就業者数により算出。



(6) 産業別就業者

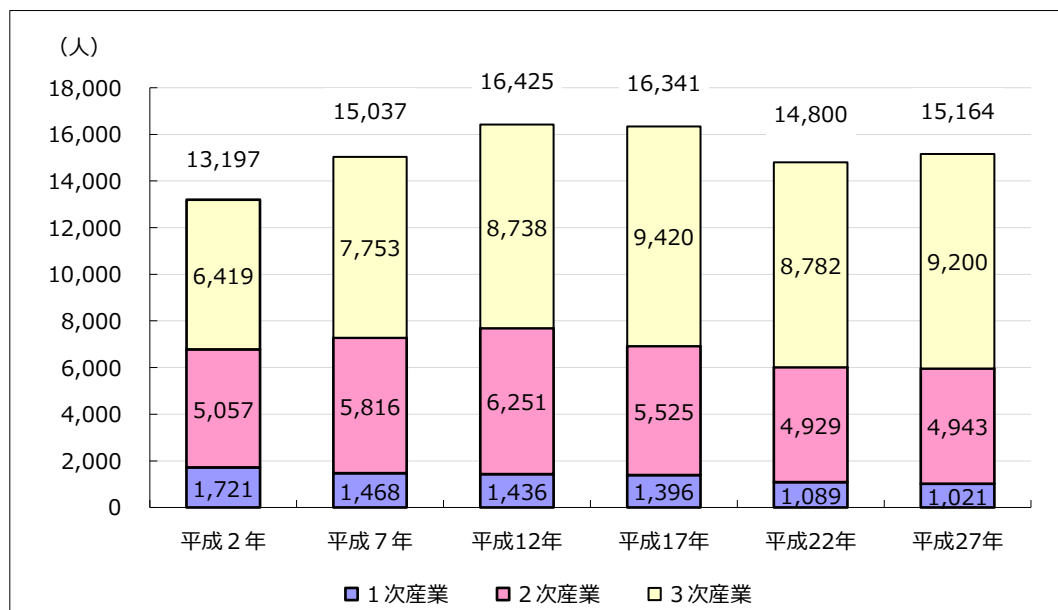
本市の産業別の就業者構成比をみると、第1次産業³及び第2次産業⁴の減少と第3次産業⁵の増加が顕著に見られます。

産業別就業者構成比の推移



出典：国勢調査

産業別就業者数の推移



出典：国勢調査

³ 農業、林業、漁業（水産業）

⁴ 鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、建設業

⁵ 電気・ガス・水道、運輸、通信、小売、卸売、飲食、金融、保険、不動産、その他のサービス業、公務



2. 教育・保育施設の状況

(1) 市内の教育・保育施設

本市には6か所の公立保育園、3か所の私立認定こども園、3か所の小規模保育事業所があります。

(公立園)

令和2年4月1日現在

施設名	玉穂保育園	田富第一保育園	田富第二保育園	田富第三保育園	田富北保育園	豊富保育園
住所	成島 2387番地2	布施 3015番地	西花輪 2002番地	東花輪 1173番地	山之神 22番地59	大鳥居 3790番地
開所時間	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00
乳幼児保育	有	有	有	有	無	有

(私立園)

令和2年4月1日現在

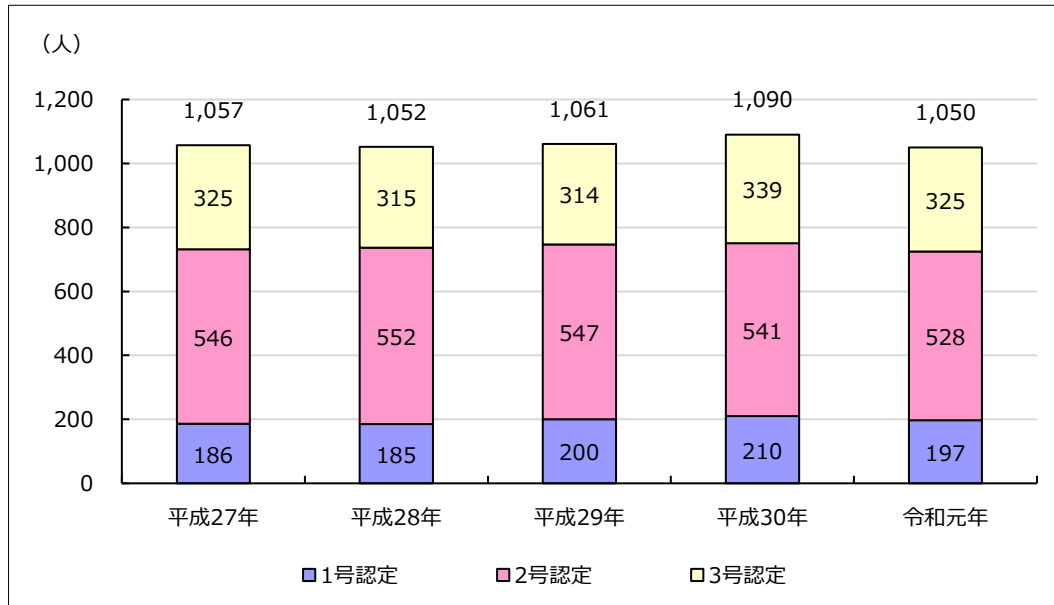
設置主体	(学)中澤学園	(学)井口学園	(福)成島	(株)子ども企画	(一社) 多文化リソース センターやまなし	(株)子ども企画
施設名	みかさこども園	わかば幼稚園	まみい・キッズ こども園	ゆりかご愛児園	みんなのいばしょ	西はなわ保育園
事業種別	認定こども園	認定こども園	認定こども園	地域型保育事業	地域型保育事業	地域型保育事業
事業類型	幼保連携型	幼保連携型	幼保連携型	小規模保育事業 A型	小規模保育事業 C型	小規模保育事業 A型
住所	臼井阿原 813番地6	井之口 937番地2	成島 1072番地1	若宮 12番地9	東花輪 1844番地2	西花輪 452番地2
開所時間	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	6:30~19:30	7:30~19:00
乳幼児保育	有	有	有	有	有	有

(2) 教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設及び小規模保育事業所の利用状況は、平成29年、平成30年と増加しましたが、令和元年は減少に転じています。

1号認定、2号認定、3号認定の比率には大きな変化はありません。

教育・保育施設の利用人数の推移



提供：中央市子育て支援課（各年10月1日現在）



3. 児童館・放課後児童クラブの状況

(1) 市内の児童館

市内には9か所の児童館があり、地区ごとの内訳は、玉穂地区3か所、田富地区5か所、豊富地区1か所となっています。

令和2年4月1日現在

施設名	玉穂中央児童館	玉穂北部児童館	玉穂西部児童館	田富中央児童館	田富わんぱく児童館
住所	成島 3512-2	井之口 1139-1	下三條 133	布施 2382	東花輪 1351-1

施設名	田富ひばり児童館	田富杉の子児童館	田富すみれ児童館	豊富児童館
住所	山之神 1156-119	西花輪 1415-3	布施 242-3	大鳥居 3770

(2) 市内の放課後児童クラブ

市内には、小学1年生から6年生を対象とした放課後児童クラブが8か所あります。公立では玉穂地区3か所、田富地区3か所、豊富地区1か所あり、主に市立児童館を活用して実施しています。私立では、田富地区に社会福祉法人ひとふさの葡萄が運営している「またあした」があります。

令和2年4月1日現在

施設名	玉穂中央児童館 放課後児童クラブ	玉穂北部児童館 放課後児童クラブ	玉穂西部児童館 放課後児童クラブ	田富中央児童館 放課後児童クラブ
住所	成島 3512-2	井之口 1139-1	下三條 133	布施 2382

施設名	田富杉の子児童館 放課後児童クラブ	田富すみれ児童館 放課後児童クラブ	豊富児童館 放課後児童クラブ	社会福祉法人ひとふさの葡萄 またあした
住所	西花輪 1415-3	布施 242-3	大鳥居 3770	臼井阿原 1658-4



4. 子育てサークルなどの状況

本市には1つの子育てサークルと2つのボランティア団体があり、それぞれ就園前の親子に向け、仲間づくりや体操などの各種教室、季節の行事、読み聞かせなどを行っています。

団体名	活動日時	活動場所	対象	活動内容	備考
にこにこKIDS	毎週 金曜日	玉穂北部 児童館	就園前の子ども とその保護者	・お話し会 ・自由遊び ・季節の行事	子育てサークル
おんぶコアラ	随時	玉穂 総合会館	子育て中の親と その子ども	・「みらいサポート・ちゅうおう」の講習会における託児 ・親子を対象にした遊びの広場開催(中央市民の集い)	ボランティア団体
地域つながり お茶会 ちびチュウ	毎月定期 (月5~7回) 又は随時	長栄寺他	子育てに関わっ ている人	・季節のイベント ・子どもの健やかな成長を促す遊び ・ママのリフレッシュ活動 ・ワークショップ等	ボランティア団体



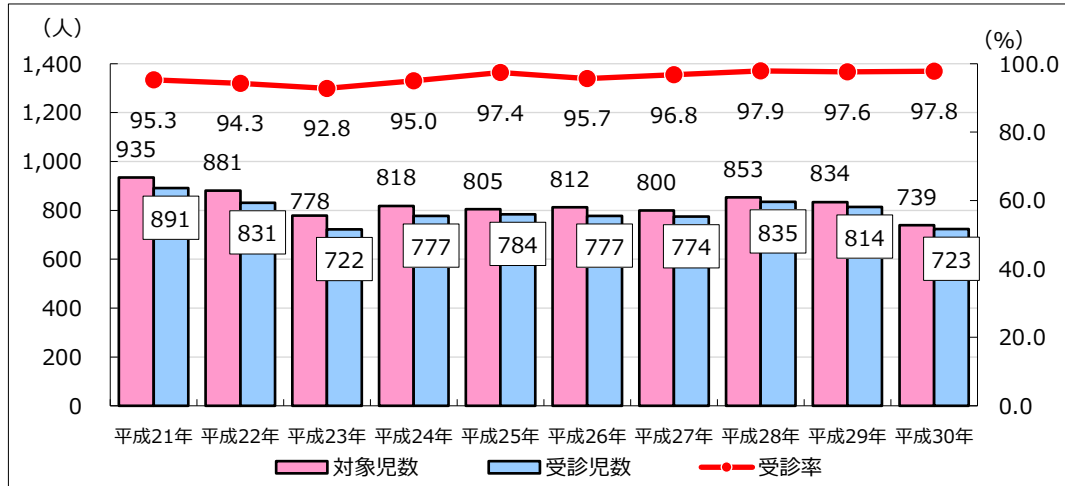


5. 母子保健の状況

(1) 乳児健康診査

本市の乳児健康診査の対象児数は、平成 21 年の 935 人から減少傾向にあり、平成 30 年の対象児数は 739 人と過去 10 年で最少となっています。受診率については上昇傾向にあり、近年は約 98%で推移しています。

乳児健康診査受診率の推移

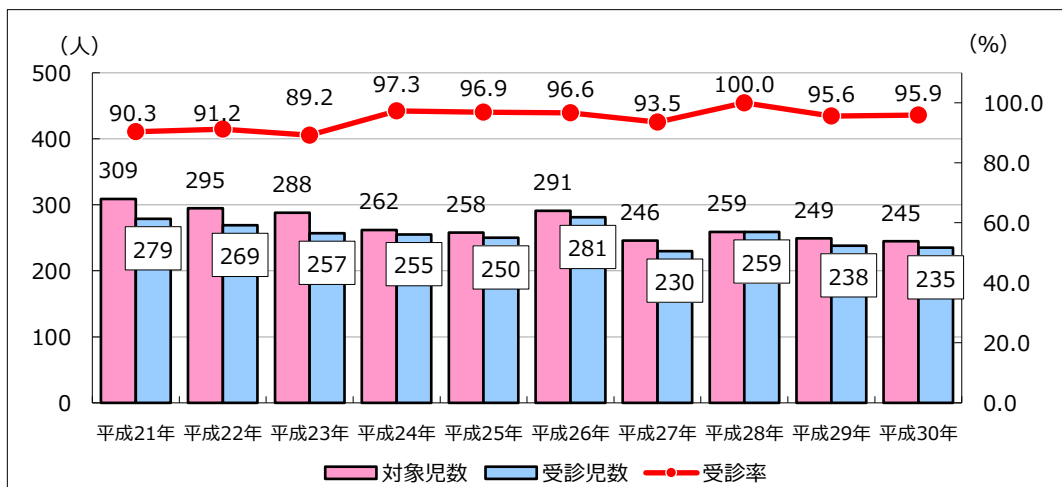


提供：中央市健康推進課

(2) 1歳6か月児健康診査・1歳6か月児歯科検診

対象児数は、平成 21 年の 309 人から減少傾向にあり、平成 30 年は 245 人と過去 10 年で最少となっています。受診率は平成 28 年に 100%となりましたが、直近は約 96%となっています。

1歳6か月児健康診査・歯科検診受診率の推移



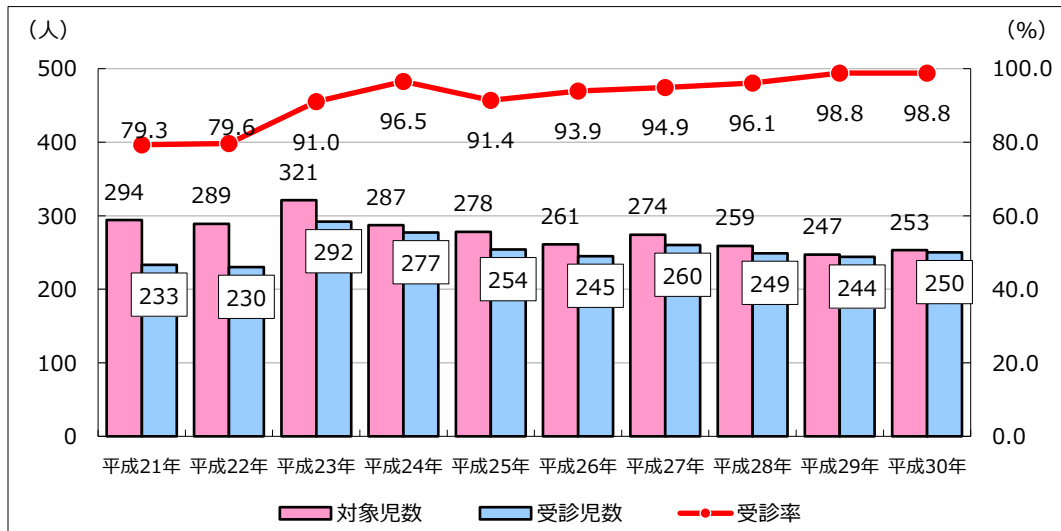
提供：中央市健康推進課



(3) 3歳児健康診査・3歳児歯科検診

対象児数は、平成23年の321人をピークに減少傾向にあり、直近の2年では約250人となっています。受診率については、平成26年以降上昇し、直近2年では約99%となっています。

3歳児健康診査・歯科検診受診率の推移

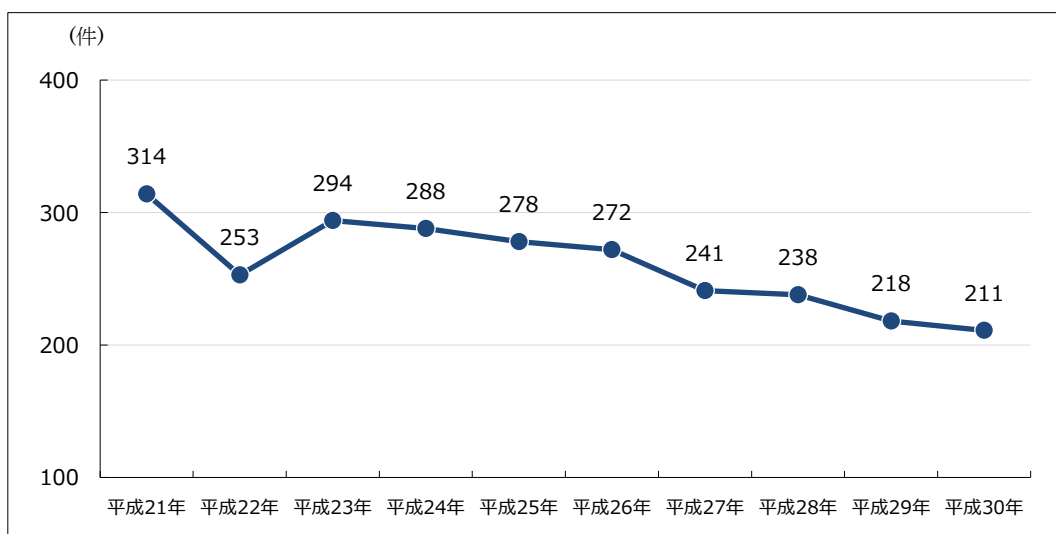


提供：中央市健康推進課

(4) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付件数は、出生数の低下にともない、平成21年の314件から減少傾向にあり、平成30年の交付件数は211件と過去10年で最少となっています。

母子健康手帳の交付件数の推移



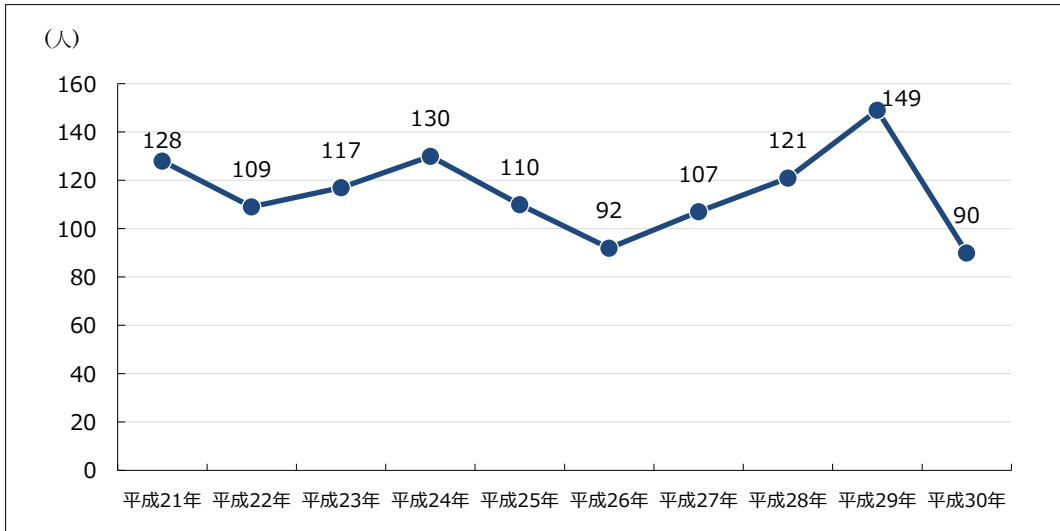
提供：中央市健康推進課



(5) 母親学級の参加人数

母親学級の参加人数は平成 27 年以降増加傾向にありましたが、平成 30 年に一転して減少し、過去 10 年で最少の 90 人となっています。

母親学級の参加人数の推移



提供：中央市健康推進課



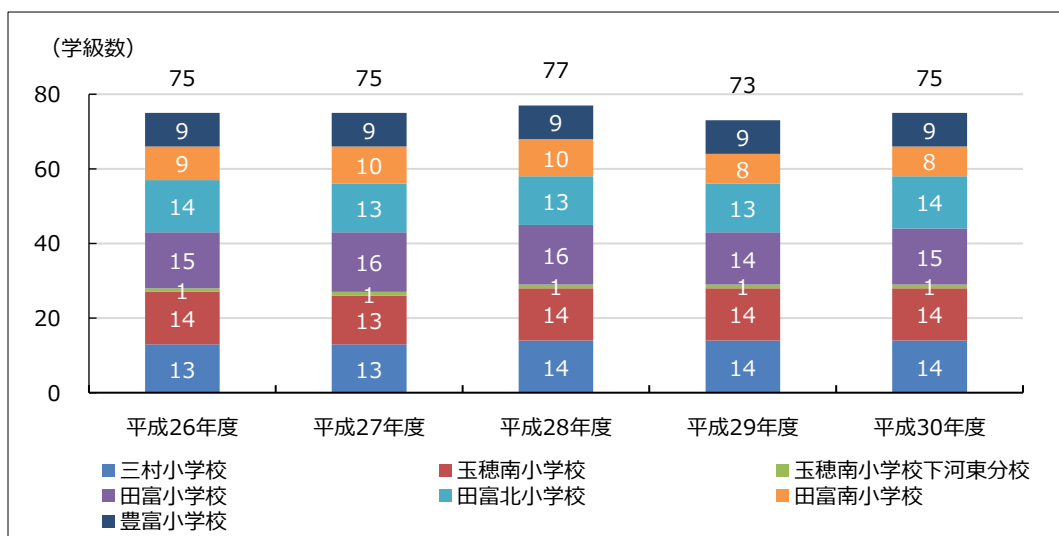
6. 就学の状況

(1) 小学校の状況

本市に小学校は、山梨大学医学部附属病院内に併設されている玉穂南小学校下河東分校を含めて7校あります。各小学校の学級数は、子どもの数に応じて年度ごとに増減があります。

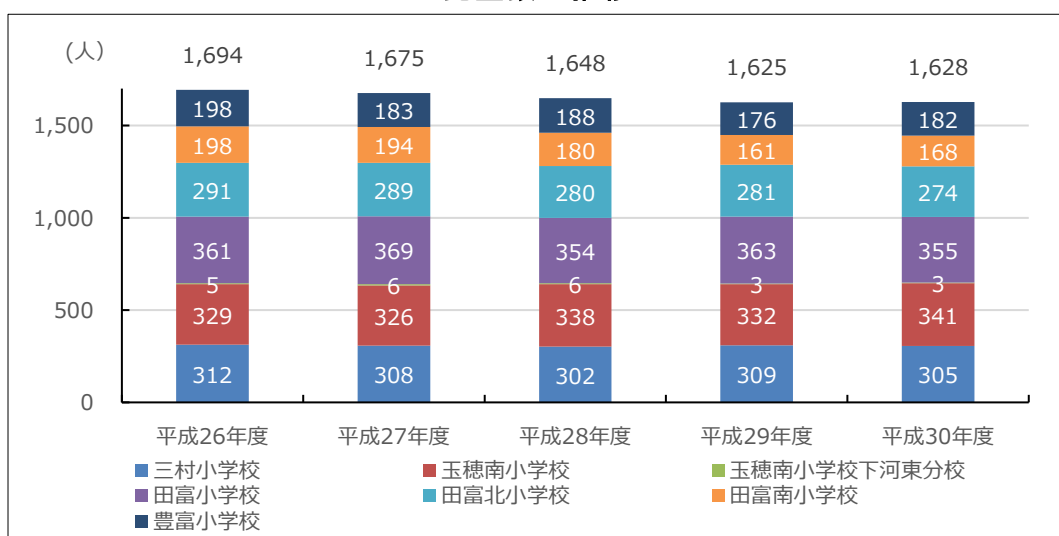
全体的には児童数は減少傾向にあり、平成26年度は1,694人でしたが、平成30年度には、1,628人となっており、66人減少しています。

学級数の推移



提供：中央市教育委員会教育総務課

児童数の推移



提供：中央市教育委員会教育総務課



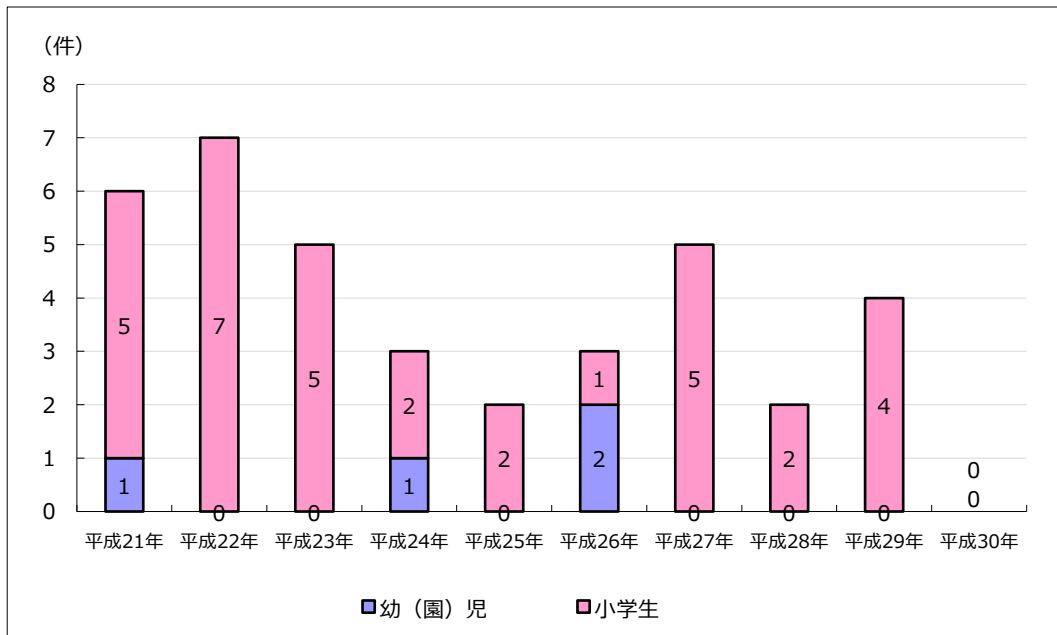
7. 安全の状況

(1) 子どもの交通事故発生件数

本市の幼児・園児の交通事故件数は、1～2件発生している年もありますが、直近4年では0件となっています。

一方、小学生については平成29年まで毎年数件発生していましたが、平成30年は0件となっています。

子どもの交通事故発生件数の推移



出典：警察庁交通年鑑





第3章 ニーズ調査（住民アンケート）結果について

1. ニーズ調査の概要

（1）調査目的

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間の一期とする「中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を行ってきました。この計画期間が平成31年度（令和元年度）で満了となることから、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。策定にあたっては、教育・保育事業、地域子育て支援事業の「量の見込み」を算出する必要があります。小学生以下の子どもをもつ家庭を対象に「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等に関するアンケート調査を実施しました。

（2）調査期間

平成31年1月9日から平成31年1月28日まで

（3）調査対象及び回収率

調査対象	配布数	回収数	回収率
未就学児	1,235	830	67.2%
小学生	852	582	68.3%
総数	2,087	1,412	67.7%

（4）調査の内容

ニーズ調査の内容については、巻末の資料編に掲載。

（5）本報告書中の記号について

単一回答・・・1項目のみ選択して回答する。

複数回答・・・あてはまる項目を複数回答する（一部回答数を限定しているものもある）。

自由回答・・・回答者の考えを自由に記入する。

n・・・・・・・回答者数（number）を表す。「n=100」は、回答者数が100人ということ。

※複数回答の場合は、合計値が100%にならない場合がある。

※単一回答の場合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある。

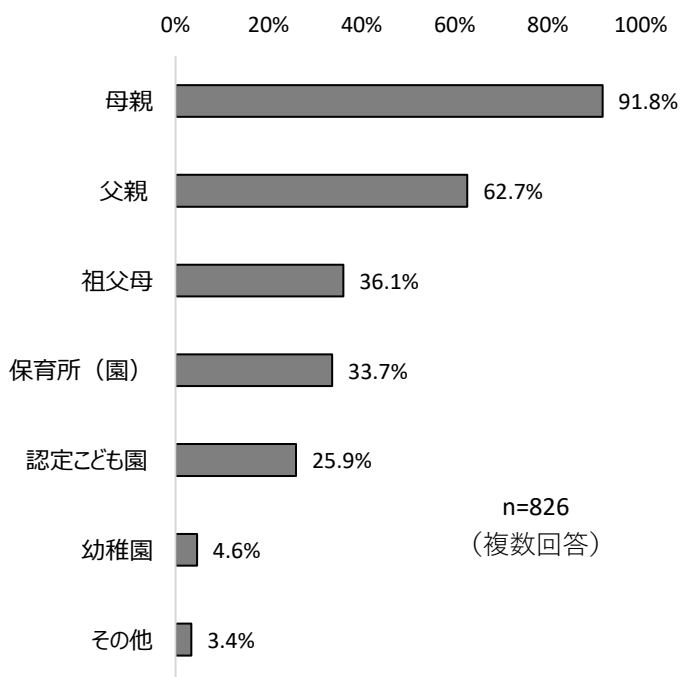


2. ニーズ調査結果

（1）日常的な養育者について

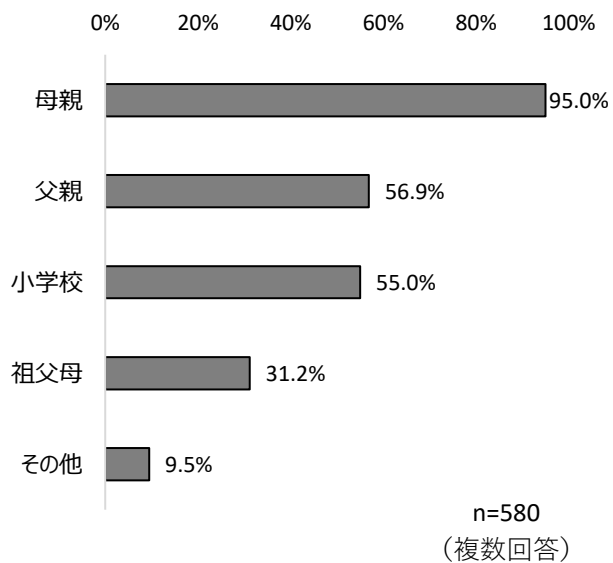
【未就学児の保護者の方の回答結果】

日常的に関わっている方_未就学児



【小学生の保護者の方の回答結果】

日常的に関わっている方_小学生



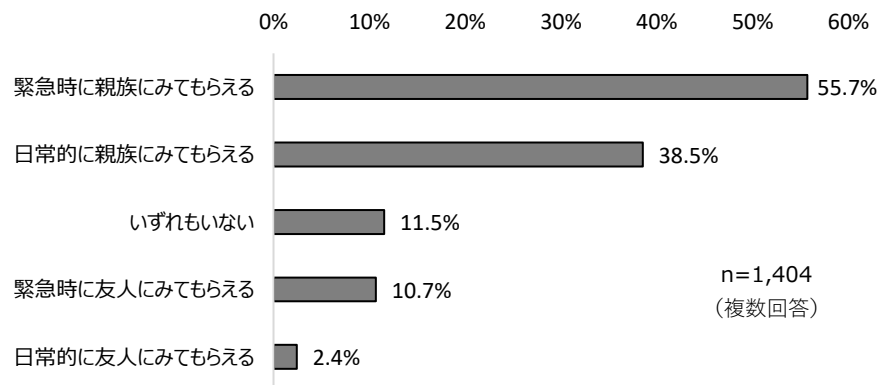
未就学児、小学生ともに「母親」が9割以上で最も多くなっています。未就学児では以下「父親」、「祖父母」、「保育所（園）」と続いています。小学生では以下「父親」、「小学校」、「祖父母」と続いています。





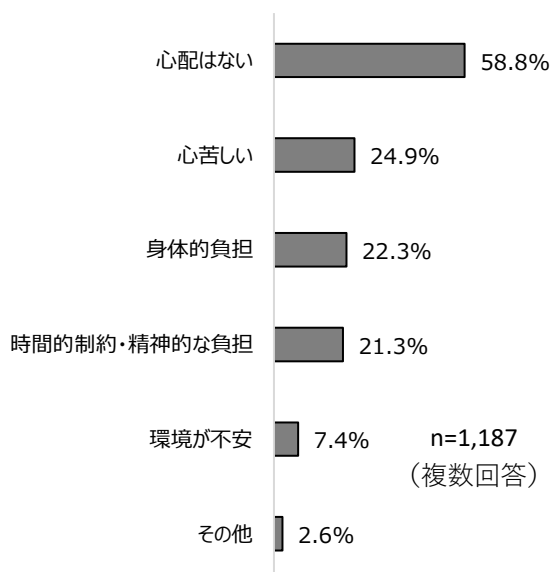
（２） 日常的もしくは緊急時にみてもらえる人がいるか、また預かる人の負担について

子どもをみてもらえる親族・友人



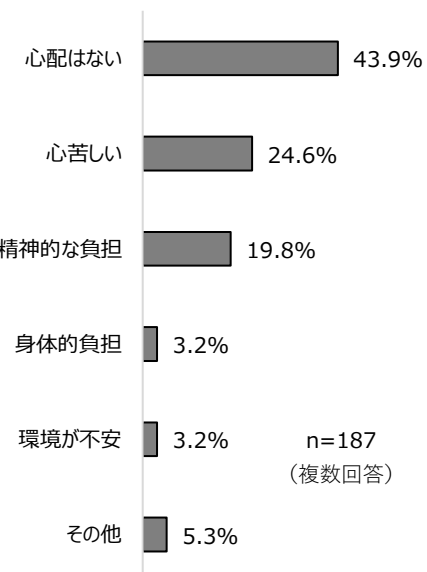
親族の負担

0% 20% 40% 60% 80%



友人の負担

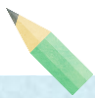
0% 20% 40% 60%



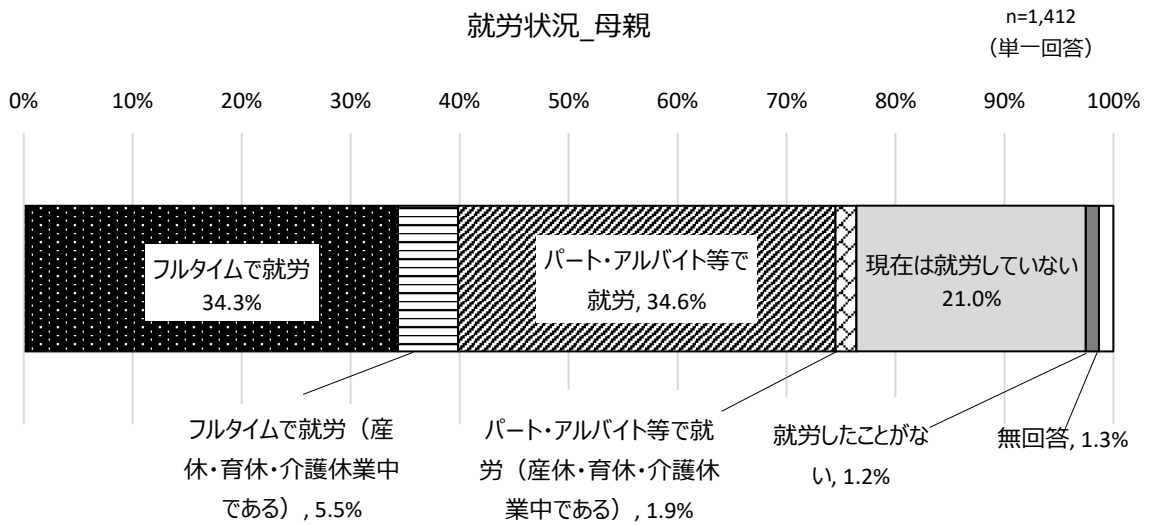
子どもをみてもらえる状況については、「緊急時に親族にみてもらえる」という回答が最も多く 55.7%でした。友人にみてもらえるというケースは、緊急時においても高くありません。また、いずれもないという回答が 11.5%ありました。

親族の負担については、「心配はない」という回答が最も多く 58.8%でした。以下「心苦しい」が 24.9%、「身体的負担」が 22.3%、「時間的制約・精神的な負担」が 21.3%と続いています。

友人の負担については、「心配はない」という回答が最も多く 43.9%でした。以下、「心苦しい」が 24.6%、「時間的制約・精神的な負担」が 19.8%と続いています。

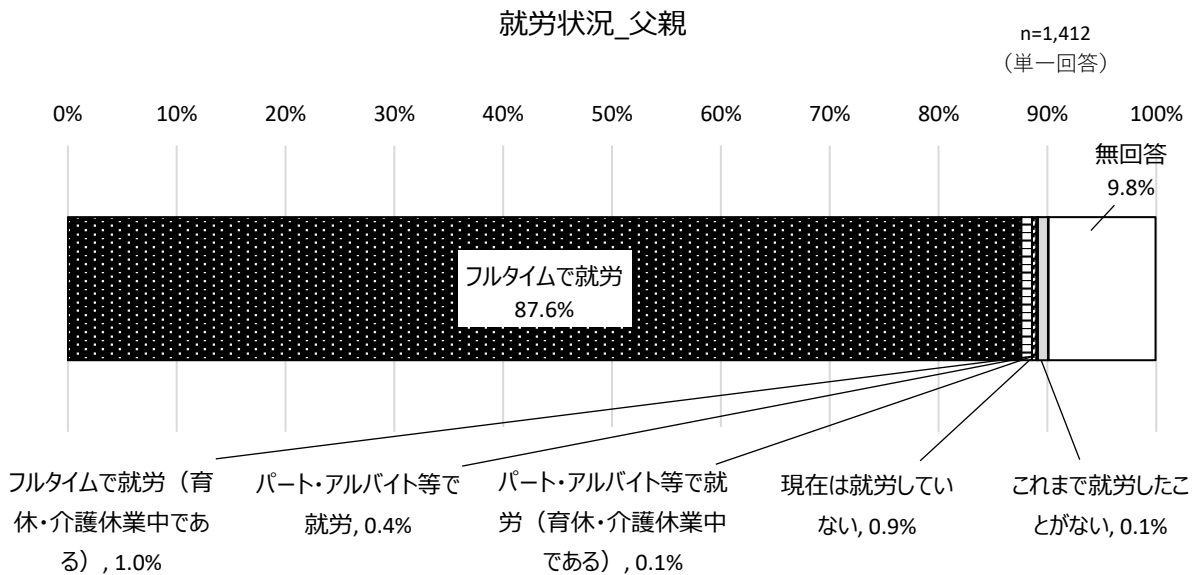


（3）両親の就労状況について



母親の就労状況については、「フルタイム」、「パート・アルバイト等」及び「産休・育休・介護休業中」を合わせ 76.3%となっています。

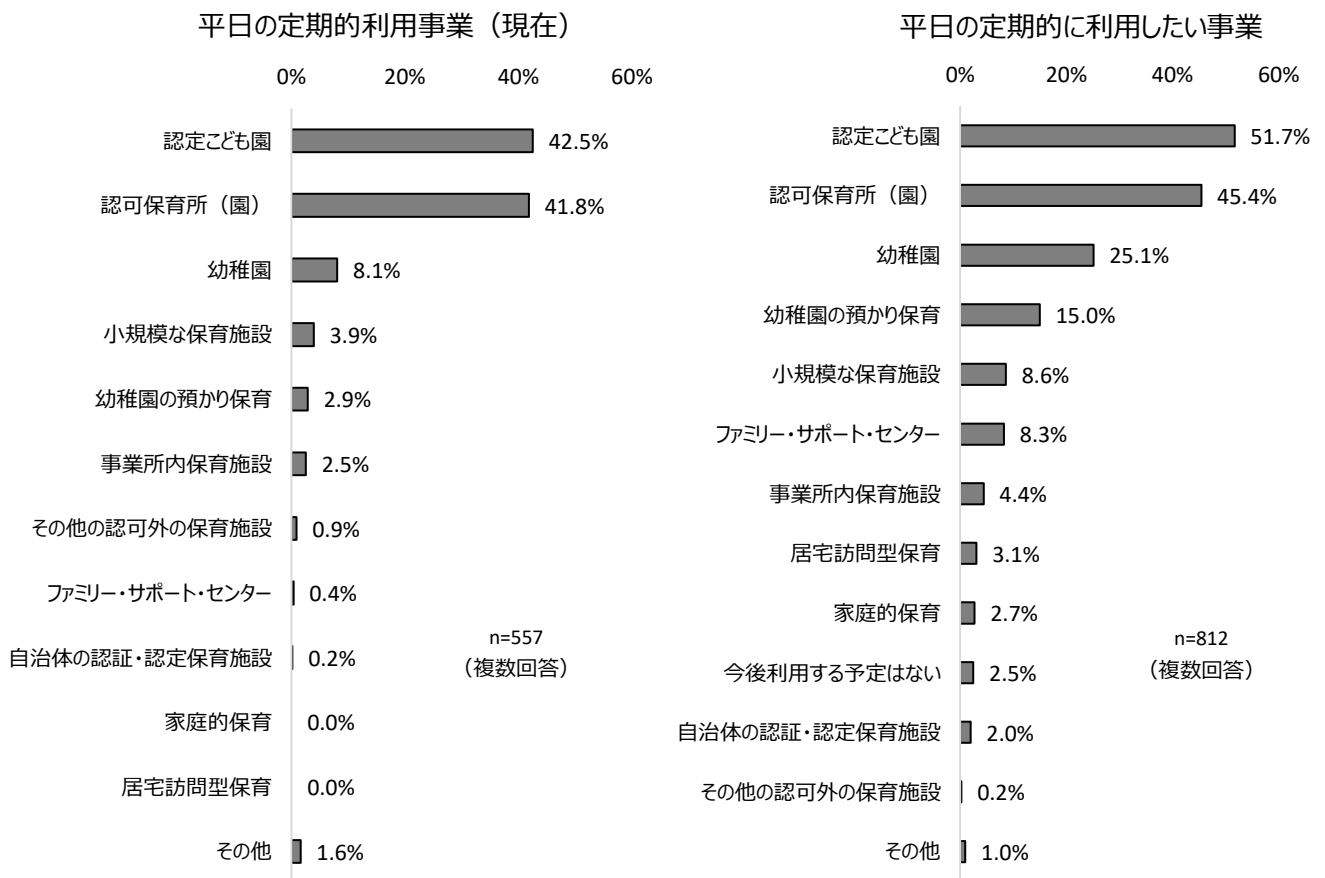
就労していない人は約 2 割でした。



父親の就労状況については、「フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない）」が 87.6%で最も多く、そのほかについてはいずれも 1.0%以下でした。



（４）未就学児の教育・保育の利用状況について



現在利用している事業、利用したい事業ともに「認定こども園」及び「認可保育所（園）」が多くなっています。

利用希望では「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」が他の事業と比べ高くなっています。

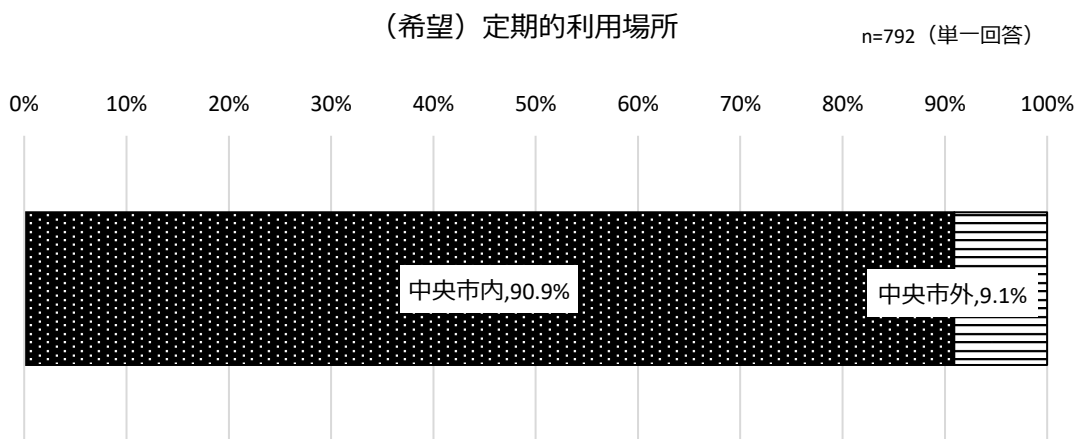
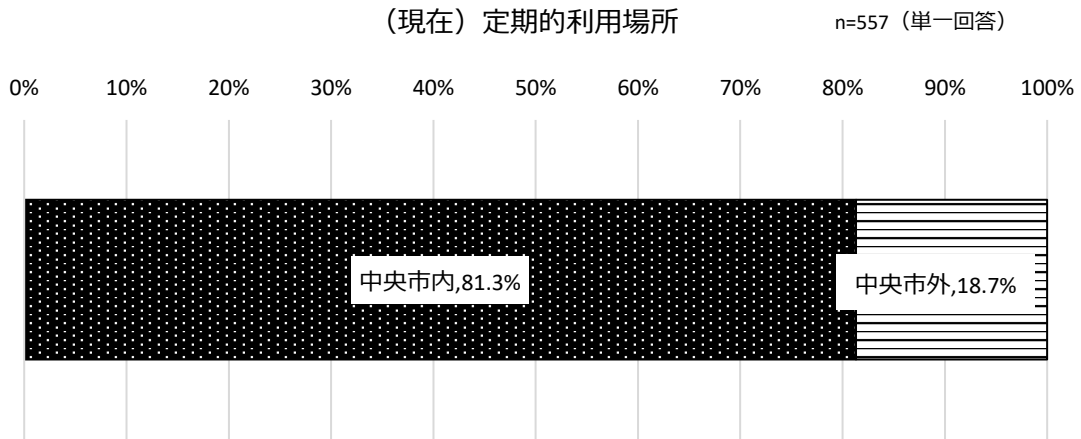
なお、前回の調査時から現在までの間、市内・市外にある幼稚園又は保育園の多くが認定こども園になったことにより、認定こども園の利用及び利用希望が増加しています。

参考：5年前の調査結果

	認可保育所	幼稚園	認定こども園
現在利用している事業	61.9%	25.7%	8.1%
利用を希望する事業	56.3%	40.4%	22.9%

参考：今回の調査結果

	認可保育所	幼稚園	認定こども園
現在利用している事業	41.8%	8.1%	42.5%
利用を希望する事業	45.4%	25.1%	51.7%

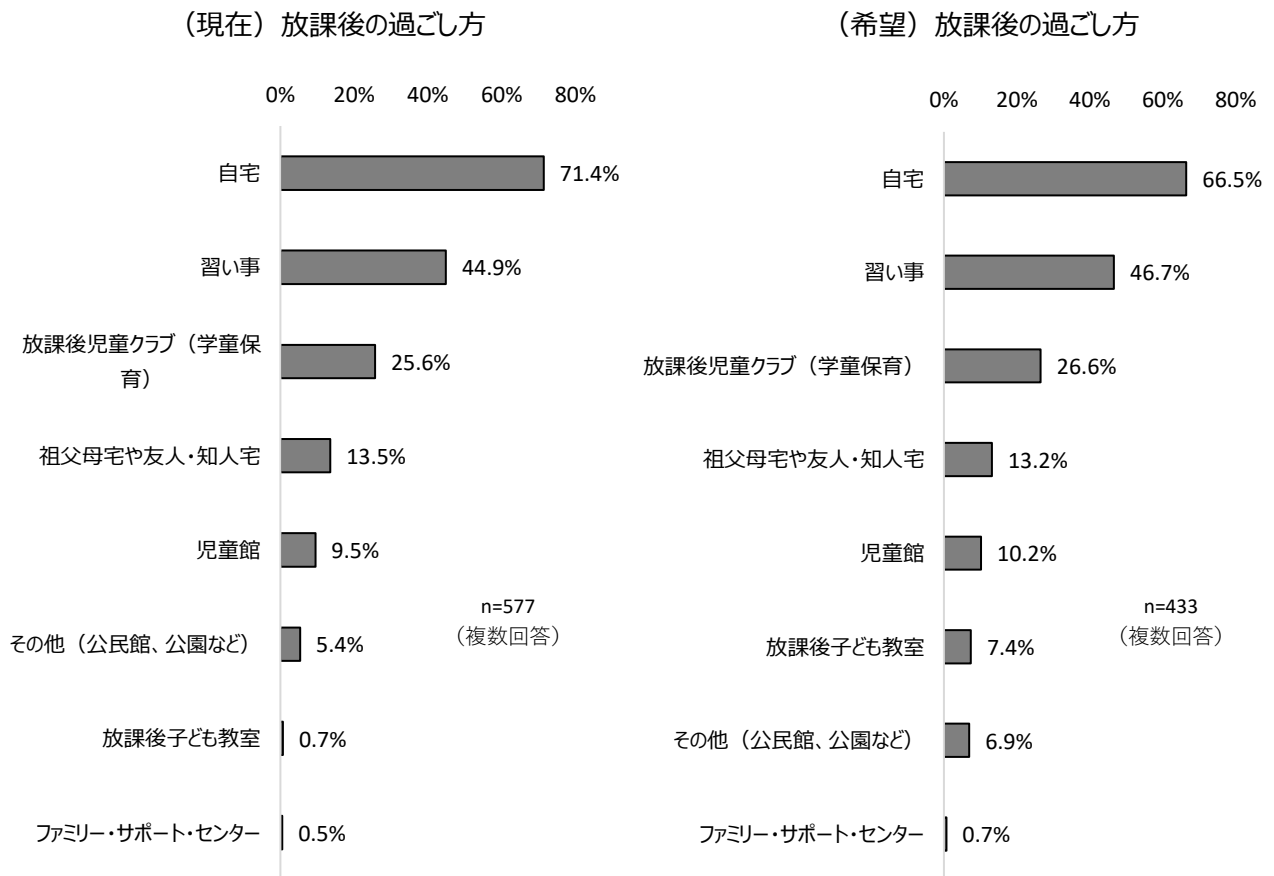


定期的な利用場所については、「中央市内」が 81.3%、「中央市外」が 18.7%となっています。

希望する利用場所については、「中央市内」が 90.9%、「中央市外」が 9.1%となっています。現在市外で利用している方で、市内での利用を希望している方がいることが分かります。



（５）小学生の放課後の過ごし方の希望について

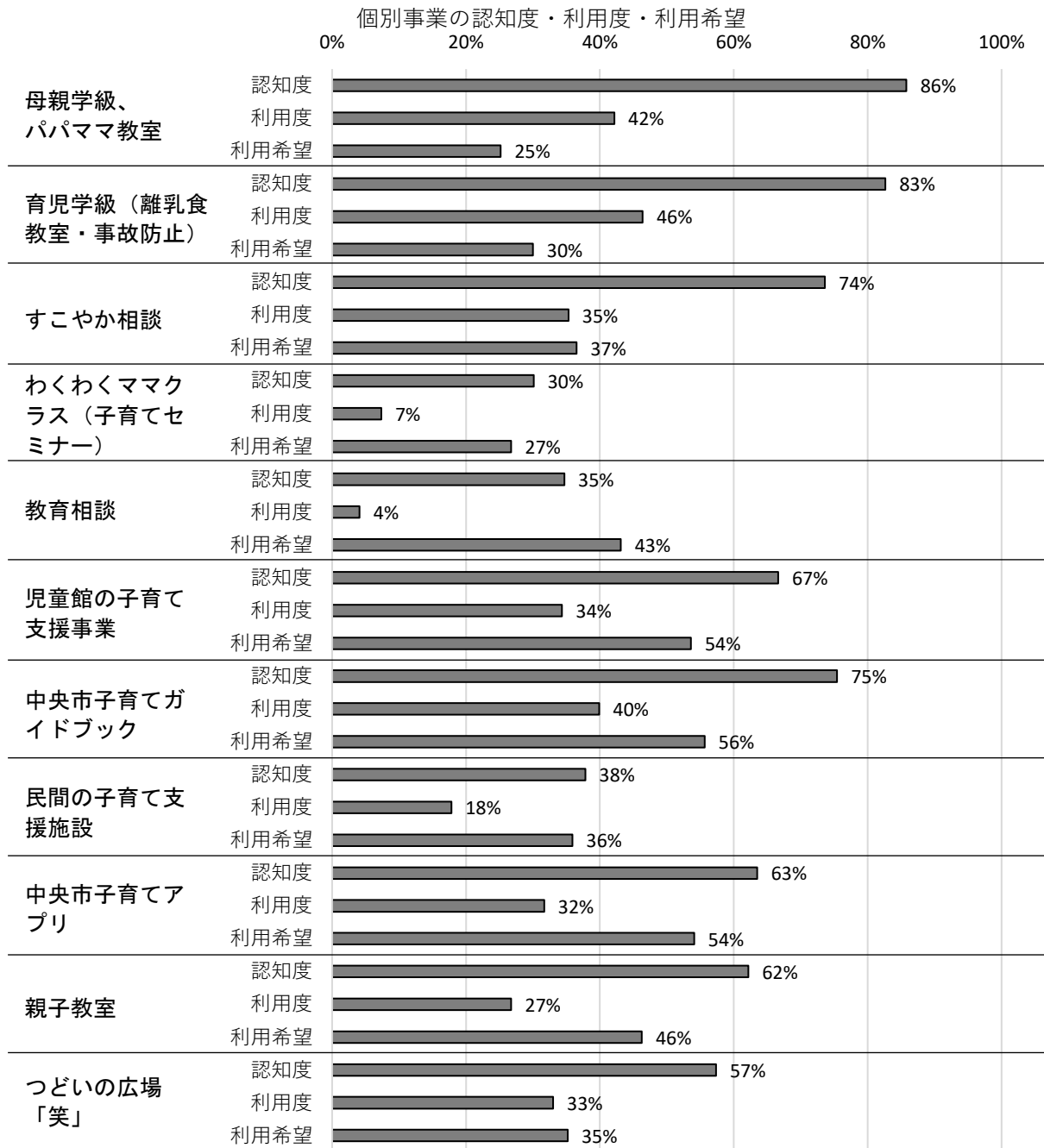


放課後の過ごし方は「自宅」が71.4%で最も多く、以下「習い事」が44.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が25.6%と続いています。

希望する過ごし方は現在と大きな傾向の違いはありません。



（6）個別事業の認知度・利用度・利用希望について

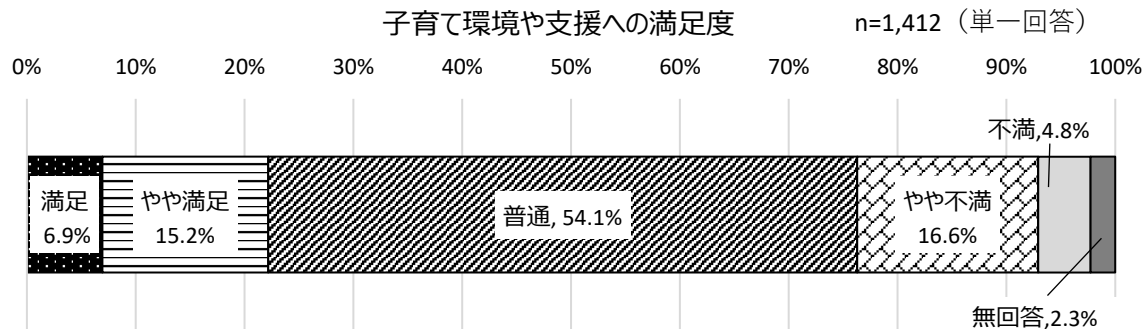


「母親学級、パパママ教室」と「育児学級（離乳食教室・事故防止）」は認知度が高く、それに伴って利用度も高くなっています。

一方、「わくわくママクラス（子育てセミナー）」と「教育相談」については認知度と利用希望はあるものの、利用度は高くありません。



（７）子育て環境・支援の満足度について



市の子育て環境・支援施策の満足度については、「普通」が54.1%で最も多く、以下「やや不満」の16.6%、「やや満足」の15.2%と続いています。

「満足」と「やや満足」を合わせた満足傾向は22.1%となっています。一方「不満」と「やや不満」を合わせた不満傾向も21.4%であり、ほぼ同割合となっています。

（８）住民アンケート自由回答から見える本市への意見・要望（自由回答）

未就学児

経済的支援	任意予防接種への補助がほしい。 医療費無償化を高校までしてほしい。 ファミサポは料金が高い。
子育て環境	地域との交流の場を持つようなイベントをしてほしい。 子どもの遊べる場所を増やしてほしい。 大きな室内施設がほしい。
保育所（園）	市立保育園がどこも老朽化しているので建て替えてほしい。 病気時に預ける場所がほしい。 一時保育の内容が分かりにくい。
子育て支援施設	広く充実した子育て支援センターがほしい。 休日に遊ぶ施設を作してほしい。

小学生

子どもの預かり	児童館の閉館時にも預かってくれる身近な場所がほしい。 土日祝日に預かってほしい。 学童保育の開館時間を早め、閉館時間を延長してほしい。
経済的支援	ファミサポの料金を安くしてほしい。 高校卒業まで医療費を無料としてほしい。
学習支援	放課後に学習支援をしてほしい。 学校以外で勉強を教えてくれるボランティアの方がいるとよい。
情報発信	ゲームやスマホの怖さを教えてほしい。



第4章 計画方針

1. 基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職場などの構成員が個々の役割を果たすとともに相互に連携して子育て支援を行うという基本理念に基づいて策定します。この計画に沿って教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、これらの事業を円滑に実施するとともに、次世代育成対策の各種事業についても見直しを行いながら、総合的に施策を推進していきます。さらに、近年の女性の就労状況の変化や幼児教育に対するニーズの高まりなど社会情勢の変化に対応することで、より子育てのしやすい市を目指していきます。

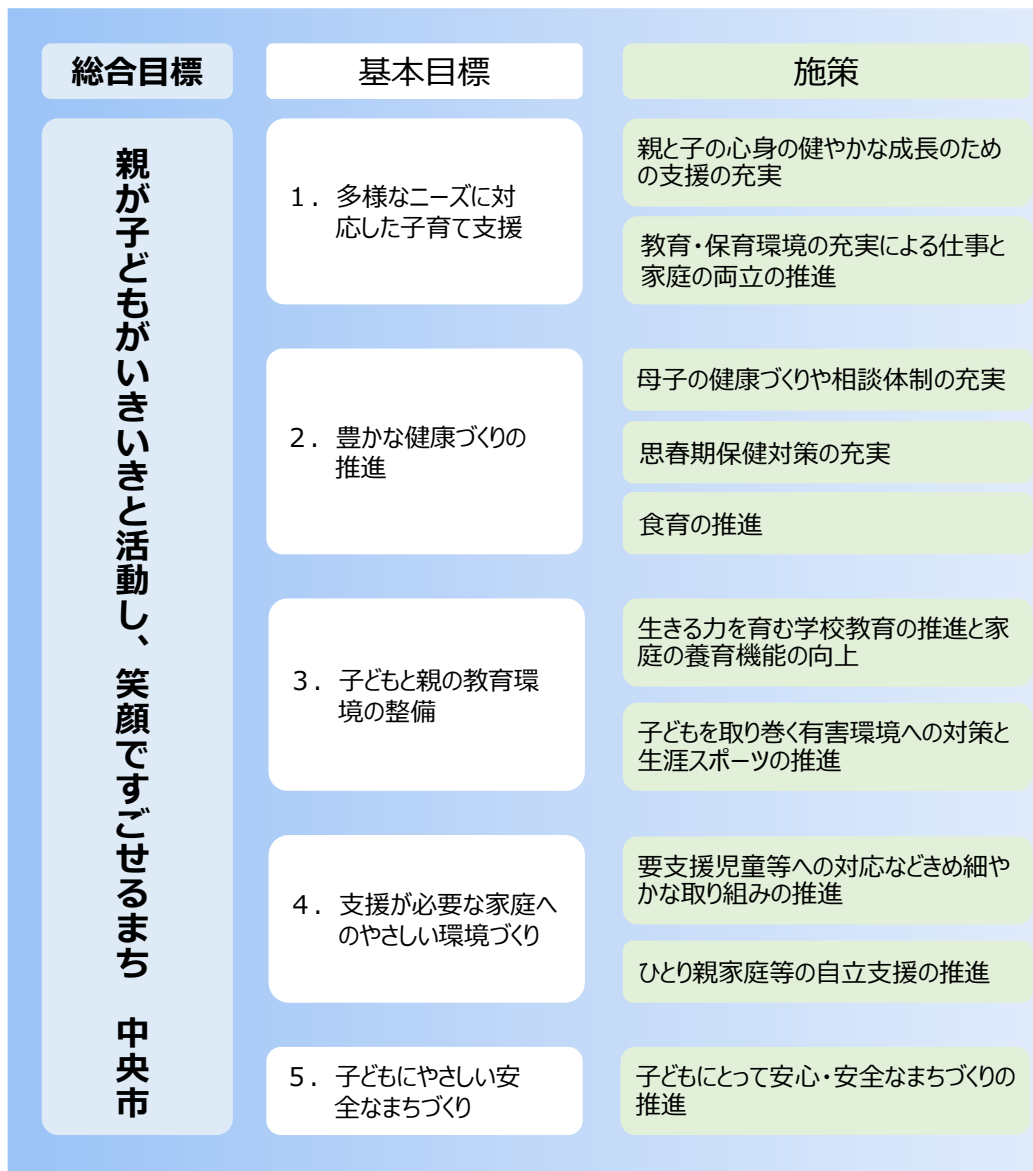
2. 総合目標

「親が子どもがいきいきと活動し、笑顔で過ごせるまち 中央市」

本市では、すべての人が子育てに関わり、子どもの健全育成と、子育て中やこれから子どもをもつことを希望する家庭で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進することにより、親が子どもがいきいきと活動し、笑顔で過ごせるまちづくりの実現に努めます。

3. 施策の体系

本市では、子ども・子育て支援給付事業及び地域子ども・子育て支援事業を推進し、適切な量の確保に努めるとともに、総合目標を達成するため、次のような体系に基づいて子ども・子育て支援の各施策を推進していきます。



4. 計画の進捗状況の確認及び評価

計画の進捗状況については、毎年度実績値や各施策の実施状況を確認し、子ども・子育て会議で報告します。また、見込み量と実績値の乖離がみられた場合には、随時見直しを行います。



第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1. 教育・保育給付事業等の推進

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。これまで中央市の教育・保育の提供区域については、中央市全域で需給調整を行ってきました。

人口推計や施設の利用状況、ニーズ調査などから推測すると、今後子どもの数は減少傾向にあり、さらに大規模な宅地開発等の計画による人口増加や保護者ニーズの大きな変化は考えにくい状況です。

加えて、利用者の自宅に近い施設を希望する人が多い半面、就労先の近隣や通勤途中にある施設を希望する人もおり、広域利用に対応するため、これまでどおり中央市全域を1区域とします。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に中央市全域を1区域とします。





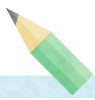
(2) 児童人口の推計

計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間の児童人口の推計値は、0歳児～5歳児、6歳児～11歳児ともに減少傾向となっています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	217	211	204	199	195
1歳	229	221	214	208	203
2歳	222	224	217	210	204
3歳	246	217	219	213	206
4歳	250	253	224	226	220
5歳	263	250	253	224	227
0歳～5歳	1,427	1,376	1,331	1,280	1,255
6歳	263	262	249	252	223
7歳	282	264	263	250	253
8歳	277	282	264	263	250
9歳	271	274	279	261	261
10歳	260	270	275	280	262
11歳	290	258	270	273	278
6歳～11歳	1,643	1,610	1,600	1,579	1,527
合計	3,070	2,986	2,931	2,859	2,782

※住民基本台帳（各年3月31日現在）を基にしたコーホート法による推計



(3) 教育・保育認定について

平成 27 年 4 月より施行された子ども・子育て支援法では、教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を創設し、従来個別に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

この結果、各園が安定的に事業を運営することができ、ひいては子どもの受け皿の確保につながっています。

教育・保育給付を受けるためには、児童の年齢と保護者の就労状況等に応じて、中央市が定める「教育・保育給付認定」を受ける必要があります、その認定区分は次のとおりです。

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	利用先
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	幼稚園 認定こども園
2号認定		主に保育	高い	保育所(園) 認定こども園
3号認定	0～2歳			

参考：市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き

◇ 1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の児童で、教育を希望する場合。（主な利用先は幼稚園・認定こども園）

◇ 2号認定（保育認定）

満3歳以上の児童で、保育の必要性がある場合。（主な利用先は保育園・認定こども園）

◇ 3号認定（保育認定）

満3歳未満の児童で、保育の必要性がある場合。（主な利用先は保育園・認定こども園・地域型保育事業所等）

※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。

◇ 「保育標準時間」

保護者（両親等）とともに月120時間以上の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は11時間。

◇ 「保育短時間」

保護者（両親等）の両方又はいずれかが月48時間以上120時間未満の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は8時間。



(4) 子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化について

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化に係る規定が整備され、令和元年10月から施行されました。

本市では無償化による認定区分を改正子ども・子育て支援法に基づき以下のとおり設け、就学前児童をもつ保護者の経済的負担の軽減に努めます。

無償化の対象と範囲

園種別 年齢		認可保育所 認定こども園 小規模保育 事業所 (2号・3号)	幼稚園 認定こども園(1号)		私学助成幼稚園		国立大学 附属幼稚園		認可外 保育施設 等	障害児 通園施設等
			教育	預かり 保育	教育	預かり 保育	教育	預かり 保育		
3～5歳児 クラス		利用料 無償化	利用料 無償化	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	月額上限 25,700円 まで無償	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	月額上限 8,700円ま で無償	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	(※) 月額上限 37,000円 まで無償	利用料 無償化
満3歳 児 (3歳に なった 日から 最初の 3月3 1日まで にある子 ども)	市民税 課税 世帯	/	利用料 無償化	無償化 対象外	月額上限 25,700円 まで無償	無償化 対象外	月額上限 8,700円ま で無償	無償化 対象外	/	/
	市民税 非課税 世帯	/	利用料 無償化	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	月額上限 25,700円 まで無償	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	月額上限 8,700円ま で無償	(※) 日額上限 450円 *月額上限 あり	/	/
市民税非課税世帯 の 0～2歳児 クラス		利用料 無償化	/	/	/	/	/	/	(※) 月額上限 42,000円 まで無償	/

(※) 保育の必要性の認定が必要です。

0～2歳は、世帯の課税状況によって無償となる場合があります。

赤枠に該当する場合は、市に申請し認定を受ける必要があります。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	ニーズ推計値	120	114	110	105	104
2号認定（3～5歳）※幼児教育	ニーズ推計値	37	35	34	32	32
2号認定（3～5歳）※保育所等	ニーズ推計値	533	505	488	465	458
1号・2号認定ニーズ推計合計（量の見込み）		690	654	632	602	594
3～5歳人口推計合計		759	720	696	663	653
教育・保育施設を利用していない人数（潜在値）		69	66	64	61	59
1号・2号認定確保量（各施設の受け入れ可能人数の合計）		972	972	972	972	972

【量の見込みと確保量】

令和2年度以降の量の見込みについては、児童人口の減少にともない、減少傾向にあります。

確保量については、令和2年度の各施設の受け入れ可能人数の合計値 972 人としています。

【確保方策】

令和2年から6年までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っているため、待機児童は発生しないと予想されます。各施設の受け入れ可能人数の維持に努めていきます。





(2) 3号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定（0歳）	ニーズ推計値	113	110	106	104	102
3号認定（1・2歳）	ニーズ推計値	239	236	228	221	215
3号認定ニーズ推計合計（量の見込み）		352	346	334	325	317
0～2歳人口推計合計		668	656	635	617	602
教育・保育施設を利用していない人数（潜在値）		316	310	301	292	285
3号認定確保量（各施設の受け入れ可能人数の合計）		353	353	353	353	353

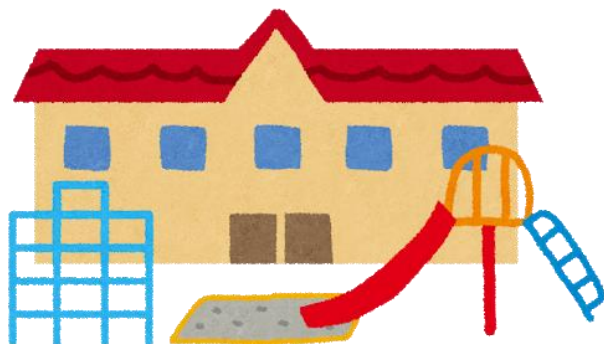
【量の見込みと確保量】

令和2年度以降の量の見込みについては、児童人口の減少にともない、減少傾向にあります。

確保量については、令和2年度の各施設の受け入れ可能人数の合計値 353 人としています。

【確保方策】

令和2年から6年までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っている状況ですが、幼児教育の無償化によって、3号認定の児童の教育・保育施設の利用が増える可能性もあります。今後の利用状況を把握しながら、施設整備や保育士の拡充など、確保量の維持・拡大に努めていきます。





3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

①事業の概要

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：施設数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

現状では、事業を行っている施設は1か所であり、今後も増設の予定はないことから、見込み量、確保量ともに1か所としています。

③確保方策

教育・保育事業や地域子育て支援事業等の円滑な利用環境構築に努めていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,126	6,042	5,873	5,731	5,616
確保量	6,126	6,042	5,873	5,731	5,616

量の見込みは減少傾向にありますが、子育ての不安解消など子育て支援に重要な役割を果たす事業のため、今後も事業の充実を図っていく必要があります。確保量はニーズに对应されていることから、見込み量と同数としています。

③確保方策

今後のニーズに対応するため、実施体制の充実を努めます。



(3) 妊婦一般健康診査費助成事業（妊婦健康診査）

①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	225	220	216	211	205
確保量	225	220	216	211	205

事業の利用者は年度の妊婦数によって変動があります。対象人口の推計結果から減少が予測されています。すべての対象者に対して実施する事業のため、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

今後も事業の維持に努め、安心・安全に出産ができるよう、助成事業を継続していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	196	191	184	180	176
確保量	196	191	184	180	176

対象乳児は人口推計から減少傾向となっています。実施率は100%を基本としていますので、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

人口推計は減少する見込みですが、社会状況の変化によって、転入してくる乳児が増える可能性もあります。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。



(5) 養育支援訪問事業

①事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	29	29	28	27
確保量	30	29	29	28	27

対象者数は年度によって変動しますが、養育支援が必要なすべての家庭に訪問を行うことを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

③確保方策

今後も適切な養育支援が行えるよう、職員体制の維持に努め、事業の100%の実施を図っていきます。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

①事業の概要

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

中央市では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、「中央市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、関係機関の関係者を委員に任命し、各事項についての協議・活動を行っています。

③確保方策

令和2年度以降も「中央市要保護児童対策地域協議会」を母体として、ネットワーク機能の強化を図っていきます。



(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

①事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

②量の見込みと確保量

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	4	4
確保量	5	5	5	4	4

家庭の状況によって利用者数が大きく変動するため、量の見込みの推計が困難な事業ですが、ニーズに対応できる実施体制の確保に努めます。

③確保方策

事業内容の理解や認知度が低い傾向にあります。今後も引き続き、事業内容の周知と量の確保を図っていきます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

①事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

②量の見込みと確保量

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	585	575	553	545	517
確保量	585	575	553	545	517

利用者の状況により、ニーズが大きく変動する事業です。現状ではニーズに応えられているため、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

確保量の維持のためには、提供会員の確保・拡充が重要となってきます。今後のニーズの変動にも対応できるよう、提供会員の登録数拡充に努めていきます。



(9) 一時預かり事業

①事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

市内の認定こども園では、教育時間終了後や夏季休業時等に子どもを預かる事業として実施しています。

公立保育園では、入所していない子どもが一時的に保育を必要とする場合、子どもを預かる事業として実施しています。

②量の見込みと確保量

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,611	4,481	4,449	4,339	4,371
確保量	4,611	4,481	4,449	4,339	4,371

【上記以外の一時預かり】 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	204	197	195	188	191
確保量	204	197	195	188	191

量の見込みの推計は減少傾向にあります。現状では、ニーズに応えられていることから、見込み量と同数を確保量としています。

③確保方策

量の見込みの推計は減少傾向にありますが、今後幼児教育へのニーズの高まりが予想されるため、幼稚園における一時預かりの利用が増加する可能性があります。実施施設の拡充など、ニーズに対応できる実施体制の維持・確保に努めていきます。



(10) 延長保育事業

①事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,707	5,608	5,530	5,419	5,415
確保量	5,707	5,608	5,530	5,419	5,415

現在、延長保育は市内教育・保育施設の全園で実施しています。

令和2年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見込まれます。

③確保方策

現状は利用希望者のニーズにすべて応えることができていますが、今後、保護者の就労形態など社会状況の変化によっては、延長保育のニーズが高まっていくことも予想されます。今後も利用ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の維持、確保に努めていきます。

(11) 病児保育事業

①事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	333	344	357	368	387
確保量	333	344	357	368	387

量の見込みは増加傾向となっています。平成30年度から県内での広域利用が可能になったため、確保量は量の見込みと同数としています。

③確保方策

県内での広域利用を確保量の前提としています。利用できる施設の情報提供を行うとともに、利用者が使いやすい体制の整備とニーズへの対応を図っていきます。



(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

②量の見込みと確保量

【低学年（1年生～3年生）】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	398	394	382	380	363
確保量	398	398	398	398	398

【高学年（4年生～6年生）】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	103	102	99	98	94
確保量	103	103	103	103	103

児童人口の減少を受けて、量の見込みは低学年、高学年ともに減少傾向と推計されています。年度内の変動もありますので現状ではニーズを満たす確保量となっていますが、今後の女性の就業率の上昇によっては減少ではなく、横ばいとなる傾向も考えられるため、確保量は令和3年度以降も同数としています。

③確保方策

児童人口は減少していきませんが、一方では女性の就業率の上昇も見込まれます。そのため、放課後児童健全育成事業のニーズが高まることも予想されますので、学校の余裕教室等の利用や放課後児童支援員の確保に努めていきます。



(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用（日用品費等⁶）及び、私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園）に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用（副食費⁷）を助成する事業です。

②量の見込みと確保量

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保量	5	5	5	5	5

対象者数は年度によって変動しますが、給付が必要なすべての世帯に対応することを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

③確保方策

今後も適切に給付を行えるよう、予算の確保に努めます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

⁶ 生活保護世帯等に属する子どもの日用品費が対象

⁷ 年収 360 万円未満相当の世帯に属する子ども又は、小学 3 年生までのきょうだいに対して 3 子目以降子どもの副食費が対象



第6章 分野別の施策・事業の取り組み

基本目標 1 多様なニーズに対応した子育て支援

(1) 親と子の心身の健やかな成長のための支援の充実

[現状と課題]

子育て中の家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに関する情報が氾濫する近年、保護者の悩みも複雑・多様化する傾向にあります。一方で、身近な相談相手がおらず、不安や負担を感じながら日々の子育てを行っている保護者も少なくありません。

そのような背景から、行政や各種団体、関係機関などが相互に連携し、地域の子育て支援体制を構築するとともに、各種制度による経済的な支援を実施する必要があります。

本市では、子育て中の親同士や親と子どもが交流できる場を提供するとともに、子育てにおいて生じる様々な悩みについて、気軽に相談できる体制を構築し、保護者の不安や負担の軽減を図っています。

[施策や事業の方向性]

- 社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、保育園・認定こども園といった特定教育・保育施設など関係機関と連携し、子育て支援体制を整備します。
- 子育てに対するストレスを解消するため、子育て支援施設やつどいの広場の充実などにより、育児不安などに関する相談体制を整備します。
- 子育て家庭に対し、児童手当の給付や子ども医療費の助成を行い、経済的支援を充実します。
- 庁舎統合により、支所機能のみとなった旧玉穂庁舎の空きスペースを利用し、子育て支援施設の開設を進めていきます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
保育園・認定こども園における相談機能の充実	子育て支援課	各園において子育てに関する相談を随時受け付けます。
保育園・認定こども園・学校・行政などにおける子育て支援情報の発信	子育て支援課 ほか	広報・ホームページ・子育てアプリなどを通じて情報提供を充実します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
親子教室の実施	子育て支援課	乳幼児（主に0歳～3歳）の親子を対象に、リトミック・リズム運動・親子たいそうなどの教室を実施します。
つどいの広場事業	子育て支援課	乳幼児（主に0歳～3歳）と保護者が気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場所として、つどいの広場「笑」を子育てサポーターなどの協力により開催・運営します。
親子のふれあいの場ベビラ	健康推進課	生後2か月の乳児を持つ保護者の交流の場として実施します。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て支援課	未就学児の保護者が、疾病や冠婚葬祭などで一時的に養育することが困難になった場合、乳児院において預かります。
児童手当支給事業	子育て支援課	次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援することを目的に、0歳～中学生までの子どもを養育する保護者等に、児童手当を支給します。
子ども医療費助成事業	子育て支援課	0歳～中学生までの医療費を助成します。
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	保育施設や商業施設の空き店舗、庁舎統合により支所機能のみとなった旧玉穂庁舎の空きスペースなどを活用し、子育て家庭の保護者と子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）が気軽に集い、相互に交流を図るとともに、子育て等に関する相談や情報の交換ができる場を提供します。
子育てサークルに対する支援	子育て支援課	子育てサークルに多くの人に参加できるように、事業の周知に努めます。
地域子育て支援センターとの連携	子育て支援課	みかさこども園、わかば幼稚園で実施している地域子育て支援センターが円滑に運営できるように連携を図ります。



(2) 教育・保育環境の充実による仕事と家庭の両立の推進

[現状と課題]

多様化する保育ニーズに対して、本市では保育園・認定こども園の一時預かりや延長保育の実施、病児・病後児保育の広域利用制度の活用により、その対応に努めています。また、国では女性活躍を推進するにあたり、令和5年(2023年)度末までに女性の就業率80%にも対応できるよう、保育の受け皿を整備し、「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図ることとしています。本市では、児童館等を利用して、放課後に児童が過ごせる場所の確保に取り組んでいます。

さらに、放課後児童クラブや保育園・認定こども園等では対応できない保育ニーズに対して、ファミリー・サポート・センター事業など地域住民の協力のもと、地域全体で子育て支援の充実に努めています。

併せて、保育士や放課後児童支援員などの専門職の適正な職員確保と資質向上に努め、保育サービスの質の向上を推進しています。

[施策や事業の方向性]

- 通常保育の充実とともに、延長保育や認定こども園の預かり保育、3歳未満児保育、病児・病後児保育など保育ニーズに対応したサービスを充実します。
- 保育のニーズに応じて、適切な保育施設の整備を推進するとともに、働き方改革などを通して労働環境を見直すことで、職員を適正に確保し、保育サービスの質の向上を推進します。
- 広域連携による保育ニーズへの対応やファミリー・サポート・センターなどによる地域住民の子育て支援など、連携と協力による体制づくりに努めます。
- 共働き家庭の児童の放課後の居場所として、児童館や小学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの整備、放課後子ども教室の事業充実に努めます。
- リニア中央新幹線の開通により移転となる玉穂中央児童館を、旧玉穂庁舎内に整備していきます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
保育事業の充実	子育て支援課	保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育施設の適切な整備及び運営体制の構築を図ります。
3歳未満児保育の定員の確保	子育て支援課	3歳未満の子どもを持つ保護者の保育ニーズに対応するため、定員枠の確保に努めます。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
延長保育事業	子育て支援課	保育時間の延長希望に対応するため、延長保育を実施します。
広域保育の実施	子育て支援課	保護者の保育先の希望に合わせ、施設の所在市町村に対し保育の委託の対応を実施します。
認定こども園の預かり保育事業	子育て支援課	認定こども園で幼稚園型の預かり保育を実施します。また、夏季や冬季の長期休業日の預かり保育を実施します。
一時預かり事業	子育て支援課	中央市に在住する満1歳から小学校就学前の教育・保育認定を受けていない児童を対象として一時預かりを実施します。
病児・病後児保育事業	子育て支援課	病児・病後児を抱える保護者の保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育施設の広域利用制度の周知を図ります。
障がい児保育の実施	子育て支援課	障がいをもつ児童の保護者の保育ニーズに対応できるように、受け入れ体制の調整を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	みらいサポート・ちゅうおうにアドバイザーを配置し、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を提供する人の相互援助活動に関する連絡調整を行います。
放課後児童健全育成事業の実施	子育て支援課	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、放課後に児童館や小学校の余裕教室等を利用し、健全な育成を図ることを目的に放課後児童健全育成事業を実施します。
児童館の運営	子育て支援課	子どもたちが遊びやスポーツを通じて、友だちの輪を広げ、明るく健やかに育つよう、児童の育成と体力の増進を図ります。また、安全に過ごせる場所としての施設整備を推進し、老朽化した施設の改修をしていきます。
放課後子ども教室事業の充実 (新・放課後子ども総合プラン事業)	生涯教育課	放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、地域住民等の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、交流活動を実施します。 また、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施に関する方策として、小学校の余裕教室や体育館等の活用、協働活動支援員やサポーター、ボランティアの確保に努めます。



基本目標 2 豊かな健康づくりの推進

(1) 母子の健康づくりや相談体制の充実

[現状と課題]

妊婦が、安心・安全な妊娠・出産を行うためには、妊娠期間中に適切な健診を受けることがとても大切です。子ども子育て関連法では、妊婦一般健診事業を子ども・子育て支援事業計画の事業として位置づけ、妊婦健診の確実な実施を図っています。

また、核家族化が進み、育児に関する相談を行う相手がいないため、育児期の悩みを抱えてストレスや育児不安を高める母親が増えてきています。妊産婦健康診査や新生児訪問事業により、母親の心の健康状態や、家庭の様子を把握し、安心して子育てができるようサポートに努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 母子ともに健康で、安心して過ごすことができるよう、妊婦一般健康診査や乳児健康診査、予防接種など母子の健康づくりや小児医療の情報提供をします。
- 健診などを受診しない家庭には、受診を呼びかけ、受診率の向上を目指します。また、予防接種法に基づき、重症化を未然に防ぐため、予防接種の接種率を向上させます。
- 子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックやカウンセリング事業、新生児のいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会での相談指導体制を充実します。
- 子どもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や救命救急法の受講機会を充実します。
- 不妊に悩む家庭を支援するための助成事業を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
妊婦一般健康診査事業	健康推進課	医療機関での妊婦健診を健診費用の助成により実施するとともに、県外医療機関（里帰り出産）については、償還払いを実施します。
産婦健康診査	健康推進課	医療機関での産婦健診（産後2週間、産後1か月）の助成を1人2回実施します。
新生児聴覚検査	健康推進課	新生児聴覚検査の助成を1人1回実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
乳児一般健康診査事業	健康推進課	市の集団健康診査のほか、医療機関における乳児健康診査を公費負担で1人2回実施します。
乳幼児健康診査事業(4,7,12か月,1歳6か月,3歳児健診)	健康推進課	発育・発達の確認、悩みごとの相談、子育て仲間づくりなど月に各1回実施します。(健康診査・集団指導・個別相談)
小児の医療に関する普及・啓発	健康推進課	健診時に小児医療に関するパンフレットを配布します。
子どもの事故予防に関する啓発活動の推進	健康推進課	乳幼児健診や愛育会、育児学級においてパンフレット等を配布し、事故予防の啓発に努めます。
救命救急法の啓発活動の推進	健康推進課	心肺蘇生法を学び、緊急時に対処できるようにします。
予防接種率の向上(BCG・麻しん)	健康推進課	予防接種法に基づき、集団発生を防ぐとともに重症化を未然に防ぐため、乳幼児の接種率向上を図ります。
妊産婦及び乳幼児を持つ保護者のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	健康推進課	乳幼児健診時にストレスチェックを行い、保護者の心の健康状態を確認し、必要に応じカウンセリング支援をします。
電話による母子健康相談の充実	健康推進課	随時、電話にて不安や悩みの相談を受け付けます。
母子健康手帳交付事業と妊婦健康相談の充実	健康推進課	月に3～4回母子健康手帳の交付日を設けるとともに、妊婦からの相談を随時受け付けます。
相談窓口の強化	健康推進課	健やか相談として、玉穂健康管理センターにて月2回保健師・栄養士による相談を実施します。
子どもの発達相談事業	健康推進課	子どもの成長発達に関する悩みや育児の心配ごとなどを児童発達相談員に相談できる機会を設けます。
新生児訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	健康推進課	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子どもの成長の確認や健康状態などの相談を実施します。
赤ちゃんとのふれあい体験	健康推進課	妊婦とその家族を対象に、離乳食教室に設けられた託児事業を利用し、乳児を抱っこしたり、先輩ママからのアドバイスを受けられる、ふれあい体験を実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
愛育会による子育て支援	健康推進課	育児中の母親が社会参加、地域参加ができるよう、愛育会による子育て支援を充実します。
育児学級としての離乳食教室の実施	健康推進課	離乳食の基本を学ぶとともに母親の交流を促進します。
養育支援訪問事業	健康推進課	子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導助言等を実施します。
不妊に悩んでいる家庭への支援	健康推進課	申請時に1年以上中央市に住所を有する夫婦で、特定不妊治療及び一般不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないと医師に判断された場合、1年度あたり2回まで通算5年間、1回の治療につき治療費の2分の1(上限10万円)を助成します。





(2) 思春期保健対策の充実

[現状と課題]

子どもから大人へと成長していく過渡期である中学生は、精神的・身体的に成長・発育していく大切な時期です。それと同時に、さまざまな情報に触れることが成長の糧となることもあれば、有害な情報に触れて誤った理解をし、結果、犯罪に巻き込まれるなどの恐れが最も大きくなるのもこの時期です。

大切な成長期である中学生の時期に、適切な知識と理解を得ることができるよう、命の教育や心の教室など、体制の充実に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 中学校の教育を通して、性に対する正しい理解を促すとともに、次世代の親づくりという視点から、乳児やお母さんとふれあい、命の大切さについて学びを深めます。
- 児童やその保護者を対象に、スクールカウンセラーによる思春期の心の問題などの相談を実施します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
性についての正しい理解と命の教育の推進	健康推進課	中学生が乳児やお母さんたちとふれあうことで、命の尊さや親への感謝の気持ちを学び、自身も大切に思う気持ちを育むようにします。
心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実	教育総務課 (小学校・中学校)	中学校への心の相談員の配置や小中学校へのスクールカウンセラーの配置により、教育相談の充実に努めます。



(3) 食育の推進

[現状と課題]

厚生労働省が発表した国民健康・栄養調査では、子どもの頃の不規則な食事や栄養バランスの偏った食事は、肥満や過度の痩身などを引き起こす原因となり、また将来的に生活習慣病などの疾病の要因となることもあるとしています。

規則正しい食習慣は、生活習慣の規則正しさにもつながり、健康的な生活を送る上で食事は重要な役割を果たします。

食育を推進し、子どものうちに健全な食生活を確立することは、大人になってからの健全な心身や豊かな人間性を育てていく基礎となることから、市では、「栄養・食育推進計画」に基づき、家庭や地域、保育園・認定こども園、学校などと連携、協力しながら食育の啓発・推進に努めています。

食事は、必要な栄養をとるだけでなく、食事を通じたコミュニケーションの場でもあります。生活時間の多様化による、家庭内の個食なども課題と考えられます。健康づくり、食の安全、食文化の継承など様々な側面からの食育の推進が必要です。

[施策や事業の方向性]

- 食習慣の改善を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児をもつ保護者を対象とする離乳食指導やおやつ指導を実施します。
- 学校給食における地産地消を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
食育の推進	健康推進課	栄養・食育推進計画により、子どもたちへの食育の推進を図るとともに、すこやか相談に栄養士を配置します。
母親学級における妊婦の栄養指導	健康推進課	母子健康手帳発行時及び母親学級時にパンフレットを配布します。また、母親学級では栄養士による講義等で妊婦への栄養指導を実施します。
乳幼児健診における食事指導	健康推進課	乳幼児健診において、栄養士より離乳食指導やおやつ指導を集団・個別で実施します。
学校給食における地産地消の推進	教育総務課	学校給食で地産地消を推進し、学校給食だよりで保護者への広報・啓発に努めます。



基本目標 3 子どもと親の教育環境の整備

(1) 生きる力を育む学校教育の推進と家庭の養育機能の向上

[現状と課題]

国では平成 30 年度に小中学校の学習指導要領を改訂しました。子どもたちに「生きる力」を育む、という目標は変わりませんが、一方で社会の変化を見据え、新たな学びへの進化を目指します。

「生きる力 学びの、その先へ」

学校で学んだことが、明日、そして未来につながるように、子どもの学びが進化します。子どもたちの学びを社会全体で応援することが重要となります。

また、近年引きこもりの増加が問題となっています。子どもたちが社会で自立して生きていけるよう、適切な教育機会の提供を図るとともに、自分の生き方にあった職業選択ができるよう、地域社会との連携による職業観の醸成に努める必要や、子どもを持つ親にも子育てに関する学習の場を提供していく必要があります。

[施策や事業の方向性]

○子どもたち一人ひとりに「生きる力」を醸成し、社会で自立できるための職場体験などの教育を家庭や地域と連携して行っていきます。

○親の子育てに関する学習事業やペアレントトレーニング事業などにより、家庭における養育機能を向上します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
職場体験学習	教育総務課 (中学校)	子どもが希望する職種や、親の職場において体験をすることにより、キャリア教育を推進します。
キッズアカデミー事業	生涯教育課	子どもたちの自主性・社会性・協調性を養う場として、体験学習やスポーツレクリエーション活動を実施します。
ペアレントトレーニング事業	健康推進課	良好な親子関係を築くためのトレーニング事業を推進します。
親教育事業 (母親学級・両親学級)	健康推進課	妊娠・出産・育児の知識の習得や母親同士の交流機会とします。また、両親が子育ての重要性を学ぶ機会とします。



(2) 子どもを取り巻く有害環境への対策と生涯スポーツの推進

[現状と課題]

近年、子どもたちにもスマートフォンやパソコン等の利用が広がり、インターネットで性や暴力表現などの有害な情報に触れる機会が増えています。

また、SNSなどのコミュニケーションツールの普及により、人と直接のコミュニケーションをとる能力が不足している傾向もあり、さらには、いじめや犯罪に巻き込まれる要因ともなっています。

多くの世代が参加できるスポーツ活動などを通して、子どもの健全育成及び社会性を身につけるための機会の提供に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

○スマートフォンやパソコンなどで、インターネット上の有害情報に子どもが触れないように、使用方法の教育やフィルタリングシステムの普及・啓発を行います。

○親子で参加できるスポーツイベントや多世代交流のできる生涯スポーツ事業を通して、子どもの健全育成や社会性の醸成に努めます。

○喫煙や飲酒、薬物乱用の防止などに関する教育を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
子どもを取り巻く有害環境への取り組み	生涯教育課	子どもの携帯電話の使用方法やインターネットのフィルタリング等の普及・啓発を推進し、青少年育成に支障をきたすような有害環境への対策について取り組みます。
子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業の実施	生涯教育課	水泳教室（幼児）、ラジオ体操教室、スキー・スノーボード教室など生涯スポーツ事業の充実に努めます。
喫煙や飲酒、薬物乱用の防止に関する教育の実施	教育総務課 (中学校)	喫煙や飲酒、薬物乱用など有害環境から自身を守り、正しい判断ができるよう学校教育において指導していきます。



基本目標 4 支援が必要な家庭へのやさしい環境づくり

(1) 要支援児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

[現状と課題]

核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないことから、出産や育児に対する親の不安や負担が大きくなっています。そのような状況下において、児童に対する虐待件数も増えており、総合的に相談できる体制の整備が必要となってきました。

また、障がいのある子どもへの対応としては、乳幼児期の疾病や発達の遅れなどを早期発見するために、相談や保健指導が重要となります。医師の診断に基づき身体や知的面での発達状況に応じた対応や、言葉の遅れなどで心配のある子ども、その保護者に対する各種相談や療育支援事業の充実を図り、早期支援に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワークの構築などを推進します。
- 支援と配慮が必要な子育て家庭が安心して子育てできるよう、手当の給付や医療費助成事業など各種支援施策を充実します。
- 心身の障がいや疑われる子どもの発達支援のため、関係機関が連携を深め、障がいの早期診断・療育を充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備を行います。
- 子どもの権利擁護についての住民への意識啓発に努めます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課	関係機関が連携して児童虐待の早期発見と適切な支援、虐待の予防的取り組みを推進するため、組織の充実を図ります。
児童虐待防止についての周知啓発	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関や地域の組織、団体と連携して、虐待の防止や予防に向けた啓発活動を実施します。
虐待や育児不安等に関する相談体制の充実	子育て支援課	家庭児童相談室において、情報の収集や相談対応、関係機関との連携を図ります。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
障がい児の相談事業	福祉課	基幹相談支援センター「穂のか」に障害者相談支援専門員を配置し本人やその家族、支援者等からの障がいに関する相談支援を実施します。
自立支援医療費（育成・精神）支給事業	福祉課	18歳未満で肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、咀嚼機能に障がいのある児童や、心臓疾患や内臓障害などのため手術等を必要とする児童等が、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費を支給します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	福祉課	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の装用により言語の取得やコミュニケーションの向上など健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。
移動支援事業の充実	福祉課	屋外の移動が困難な障がい児に外出時の移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を図ります。
発達障がい児支援事業	福祉課	発達障がい支援コーディネーターを配置して早期発見・早期支援に努め、本人や家族からの相談支援の充実を図ります。
在宅サービスの充実	福祉課	補装具費給付・日常生活用具給付事業など、日常生活の便宜を図り、福祉増進を図ります。
障害児福祉手当給付事業	福祉課	在宅の重度障がい児に対し、その障がいのために生じる特別な負担の一助として手当を支給します。
特別児童扶養手当給付事業	福祉課	精神（知的）または、身体に障がいのある児童を養育している世帯に手当を支給し、福祉の増進を図ります。
心身障害児福祉手当給付事業	福祉課	特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受給していない心身に障がいを有する児童に対し、手当を支給することにより福祉の向上を図ります。
重度心身障害児医療費助成事業	福祉課	重度心身障がい児の医療費を助成し、負担の軽減を図ります。
介護給付費等支給事業	福祉課	障がいのある児童の状況に応じて、自宅での入浴・食事・排泄等の介護支援や、自宅で介護する人が病気などの場合、施設での短期間の介護等の支援を提供します。
障害児通所給付費等支給事業	福祉課	障がいのある児童や療育の必要性がある児童を対象に、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、年齢に応じて児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の専門的な支援を実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
経済的に厳しい子育て世帯への食糧支援	生涯教育課	乳幼児から中学生の子どもを持つ経済的に厳しい世帯に対して、食糧支援を行う体制を整えます。
制服等リユース事業	生涯教育課	家庭で不要となった制服や体育着等を無償で提供してもらい、経済的に厳しい世帯に支給します。





(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

[現状と課題]

本市におけるひとり親家庭は増加傾向にあります。厚生労働省の調査によると、近年問題となっている子どもの貧困においては、その約5割がひとり親家庭となっており、働く母子家庭の母親の半数近くがパート・アルバイト等での雇用となっています。

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら生活することができる環境を整備するため、小中学校への入学時の負担や通院・入院時の医療費に対して適切な支援を行うことが重要です。また、ひとり親家庭が経済的に自立して生活できるよう、職業訓練などの自立支援の重要性が増してきています。本市では、各種給付事業を通して、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 児童扶養手当をはじめとした給付事業により、ひとり親家庭への経済的支援を行います。
- より多くの収入が得られ、自立して生活が送れるように、資格取得や能力開発への取り組みを各種給付等で支援していきます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
児童扶養手当給付事業	子育て支援課	18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給します。
小中学校入学支度金支給事業	子育て支援課	小中学校に入進学する児童を養育するひとり親家庭等に対し、申請に基づき支度金を支給します。
ひとり親家庭医療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭の親と児童、又は父母のない児童が病気やけがで通院・入院した場合、本人が負担した費用を県と市で助成します。
ひとり親家庭の相談事業	子育て支援課	ひとり親家庭に対し、母子自立支援員による相談を実施します。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付利子補給事業	子育て支援課	母子・寡婦福祉資金の貸付を受けているひとり親家庭への利子補給により、資金償還の円滑化と福祉の増進を図ります。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
高等職業訓練促進給付金支給事業	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父が就業に有利な資格を取得できるよう、受講中の一定期間について、給付金を支給し、生活の負担軽減を図ります。
自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進を図ることを目的とし、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座等を受講した際の受講料の一部を給付金として支給します。





基本目標 5 子どもにやさしい安全なまちづくり

(1) 子どもにとって安心・安全なまちづくりの推進

[現状と課題]

警察庁交通局の統計から、日中の交通事故は、歩行中の5歳～9歳が他の年代に比べて多く発生していることが分かります。子どもの行動範囲の広がりに合わせて、交通ルールを教育していくことは、子どもの安全を守るためにとても大切なことです。交通ルールを守ることの大切さやルールを守らないとどうなるのかなど、交通安全教室や通学路の指導などを通しての普及啓発や、乳幼児の保護者に対しても、ベビーシートやチャイルドシートの使用の普及を図るなど、安全意識の向上に努める必要があります。

防犯については、保育園・認定こども園、児童館、小中学校、PTAはもとより、地域や近隣住民、行政、警察などとの連携により、防犯体制の強化に努め、安心・安全なまちづくりを推進する必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 交通安全教室の開催やチャイルドシートの普及啓発・貸与事業等による交通安全の啓発を促進します。
- 防犯については、小学校などでの登下校の通学指導、PTAを中心としたパトロール、子ども110番連絡所の拡充、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。
- 子どもを安心して育てることができるよう、公園や公共施設を中心に妊産婦や子ども連れ、障がい児などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
交通安全教室の推進	危機管理課	保育園、児童館、小学校等で交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動期間中の街頭指導などを推進します。
チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進	危機管理課	乳幼児健診時や広報等で、チャイルドシートの使用について普及啓発活動を推進します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
乳児用チャイルドシート貸与事業	危機管理課	1歳未満の乳児の保護者に、乳児用チャイルドシートの貸与を行い、交通安全を推進します。
防犯体制の充実	危機管理課	防犯標語による防犯意識の醸成や広報活動、青色防犯パトロールを実施します。
通学路への照明灯設置	総務課	自治会や学校等の要望、危険箇所の点検等を踏まえて随時設置します。
防犯灯の整備	総務課	自治会の要望、危険箇所の点検等を踏まえて随時設置します。
就学前児童を対象とした通学路の指導	危機管理課	通学路についての指導を、保育園、認定こども園で実施します。
小学校における登校の通学指導	危機管理課 (小学校)	登校時の指導を2名の交通指導員により実施します。
小学校3年生を対象にした自転車教室の実施	危機管理課 (小学校)	警察署の協力により自転車教室を実施します。
小学校登校班の正副班長への登校時の安全指導	危機管理課	班長・副班長になる児童に、登校時の役割や横断歩道の渡り方、班旗の使い方等の指導を行います。
就学前児童の保護者向け交通講話の実施	危機管理課	就学前の児童の保護者向けに交通安全に関する講話を行います。
やまなし思いやりパーキング制度	福祉課	車の乗り降りや移動に配慮が必要な障がい児や妊産婦などが、公共施設や店舗等を利用する際に、障がい者用等の駐車場に車を止め、安全に施設を利用できるようにします。
公園遊具の安全確保	管財課	公園遊具の計画的な整備を進めるとともに、安全性を確保するため、定期的な点検・補修に努めます。





第7章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行う必要があります。

市では、「中央市子ども・子育て会議」、「庁内連絡調整会議」を設置し、本計画の推進に取り組んでいきます。

(1) 中央市子ども・子育て会議

中央市子ども・子育て会議は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や年度ごとの施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果（意見・意向・提言・要望）を市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行います。

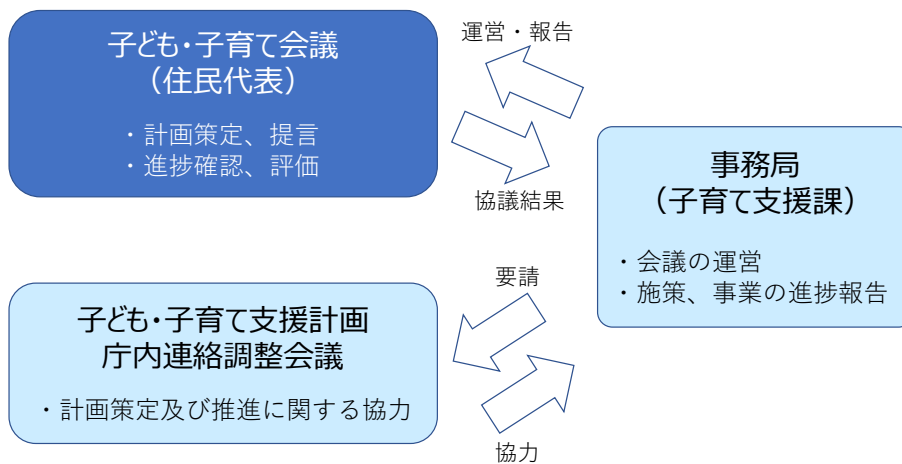
(2) 庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長級以上の庁内会議とし、本計画の主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を担います。

(3) 事務局（子育て支援課）

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、中央市子ども・子育て会議の運営や庁内連絡調整会議との調整を担います。

【推進体制】





資料編

1. 関連条例

○中央市子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、中央市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 中央市子ども・子育て支援事業計画の制定及び変更に関すること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第4条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務



を代行する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。



2. 策定経過

年月日	会議等	議題等
平成 30 年 10 月 5 日	平成 30 年度第 1 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期中央市子ども・子育て支援事業計画の完了について ・第 2 期中央市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて ・ニーズ調査の実施とアンケート内容について
平成 31 年 1 月 9 日～ 平成 31 年 1 月 28 日	子ども・子育て支援 ニーズ調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の未就学児童の保護者 1,235 人 (回収数：830・回収率：67.2%) ・市内在住の小学生の保護者 852 人 (回収数：582・回収率：68.3%)
平成 31 年 3 月 20 日	平成 30 年度第 2 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果について ・次年度の策定スケジュールについて
令和元年 6 月 27 日	令和元年度第 1 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期中央市子ども・子育て支援事業計画「分野別の施策・事業の取り組み」最終年度の見込状況の評価について ・第 2 期中央市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
令和元年 8 月 29 日	令和元年度第 2 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ量推計の精査について ・「計画タイトル」及び「総合目標」の検討について
令和元年 11 月 26 日	令和元年度第 3 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討
令和 2 年 1 月 16 日	令和元年度第 4 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討
令和 2 年 2 月 6 日～ 令和 2 年 2 月 25 日	パブリックコメント の実施	
令和 2 年 2 月 27 日	令和元年度第 5 回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果及び市の考え方について ・計画素案の承認

3. 委員名簿

○令和元年度 「中央市子ども・子育て会議」委員名簿 (順不同・敬称略)

No.	区分	氏名	所属・役職名	役職
1	学識経験者	小林 基章	こばやしこどもクリニック 院長	
2	子どもの保護者	河西 勇哉	田富地区保育園保護者代表 (田富第一保育園保護者会長)	
3	子どもの保護者	三井 宏泰	玉穂地区保育園保護者代表 (玉穂保育園保護者会長)	
4	子どもの保護者	中山 貴之	豊富地区保育園保護者代表 (豊富保育園保護者会長)	
5	子どもの保護者	西川 朋永	田富地区 PTA 代表 (田富北小 PTA 会長)	
6	子どもの保護者	重田 康二	玉穂地区 PTA 代表 (三村小 PTA 会長)	
7	子どもの保護者	上嶋 建治	豊富地区 PTA 代表 (豊富小 PTA 会長)	
8	関係団体代表者	田中 清	中央市議会厚生常任委員会 委員長	
9	関係団体代表者	田中 正清	中央市教育委員会教育長	
10	関係団体代表者	原田 廣明	中央市青少年育成カウンセラー	
11	関係団体代表者	吉留 光廣	中央市民生委員・児童委員協議会 会長	副会長
12	関係団体代表者	田中三枝子	中央市主任児童委員 代表	
13	関係団体代表者	鷹野 利美	中央市愛育会 会長	
14	子ども・子育て支援事業者	中澤 雅也	認定こども園みかさこども園 理事長	
15	子ども・子育て支援事業者	井口 太	認定こども園わかば幼稚園 理事長	
16	子ども・子育て支援事業者	乙黒いく子	認定こども園まみい・キッズこども園 理事長	
17	子ども・子育て支援事業者	三尾 馨	社会福祉法人ひとふさの葡萄 理事長	会長
18	子ども・子育て支援事業者	平沢 理恵	子育て支援団体 おんぶコアラ代表	



4. ニーズ調査票

1. 中央市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査【未就学児用】
2. 中央市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査【小学生用】

中央市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査 【未就学児用】

皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、子ども・子育て支援法（2012年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）に沿って、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施することに取り組んでいます。

この計画期間が2019年度に終了するため、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしました。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するにあたり、住民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

皆様からいただいたご回答は、統計的に処理し、個別の回答者や回答内容が公表されることはありません。また、個別の調査結果を他の目的に使用することはありませんので、安心してお答えください。

ご多忙のこととは存じますが、なにとぞ、本調査の趣旨をご理解賜り、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

平成 31 年 1 月

中央市長 田中 久雄

【ご記入にあたってのお願い】

- ご回答は、**宛名のお子様の保護者の方**がご記入ください。
- 選択肢の場合、お選びいただく数が設問によって異なりますので、ご注意下さい。また「その他」をお選びいただいた場合は、その後にある（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- お手数ですが、ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に封入していただき、**1月28日（月）までに、切手を貼らずに、郵便ポストへご投函ください。**

（園で配付された方は園にお戻しく下さい）

お問い合わせ先

中央市役所 子育て支援課

電話：055-274-8557

子ども・子育て支援新制度は、次のような考え方に基づいています。

～子ども・子育て支援新制度とは～

- 急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することが重要となります。
- 子どもの健やかな成長のためには、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自分は大切な存在だと感じられるように育まれることが必要です。
- 子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

～子ども・子育て支援とは～

- 子ども・子育て支援新制度の考え方をもとに、保護者には子育てについて重要な責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を受けやすくなるような支援を行うものです。
- 子ども・子育て支援では、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援を目指しています。

先般、平成 31 年 10 月から実施予定の幼児教育・保育の無償化について報道がされました。

それによりますと、3 歳～5 歳児の幼稚園・保育所・認定こども園の保育料は原則無償（幼稚園は月 2.57 万円を上限）、その他幼稚園における預かり保育や認可外保育施設の保育料（利用料）についても、保育の必要性の認定事由に該当するお子様に限り月 3.7 万円（預かり保育は幼稚園保育料の上限 2.57 万円を含む）まで無償化の対象となることが示されました。また 0 歳～2 歳児につきましても、住民税非課税世帯に限り無償化の対象（月 4.2 万円を上限）となることが示されました。（平成 30 年 5 月「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」より）

今後さらに詳細な内容が示されることと思われませんが、現時点の内容から変更になる場合も想定されます。

今回の調査につきましては、より実態に即したニーズを把握するため、上記の無償化が実施されることを想定した上で、利用の希望等をご回答いただきますようお願い致します。

【用語の定義】

- ・ 幼 稚 園 : 学校教育法に定める、3～5 歳児に対して学校教育を行う施設
- ・ 保育所（園） : 児童福祉法に定める、保育を必要とする 0～5 歳児に対して保育を行う施設
- ・ 認定こども園 : 幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設
- ・ 子 育 て : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教 育 : 問 14 までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問 15 以降においては幼児期の施設における教育の意味で用いています

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区（小学校区）として当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

選択肢（○は1つ）	該当する自治会名
1. 三村小学校区	井之口一、井之口二、西新居、中楯、新城、上成島、宿成島、新成島、下成島一、下成島二、高橋、極楽寺、若宮
2. 玉穂南小学校区	乙黒、下河東東、下河東西、下河東下、町之田、一町畑、上三条、下三条一、下三条二
3. 田富小学校区	布施第五、新町第一、新町第二、東、臼井阿原第一、臼井阿原第二、新道、東花輪第一、東花輪第二、東花輪第三、清川、桜
4. 田富北小学校区	鍛冶新居、リバーサイド第一、リバーサイド第二、リバーサイド第三、山之神、宮北、布施第三、布施第四
5. 田富南小学校区	西花輪第一、西花輪第二、釜無、飛石、山王第一、山王第二、山王第三、大田和、藤巻、今福、今福新田
6. 豊富小学校区	浅利、木原、高部、大鳥居、関原、久保団地、神明

宛名のお子様とご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子様の生年月月をご記入ください（口内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字）。

平成	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	年	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	月生まれ
----	---	---	---	------

問3 宛名のお子様のきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子様を含めた人数を、口内に数字でご記入ください。お2人以上のお子様がいいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

1. きょうだいがいる	きょうだい数	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	人	末子の生年月	平成	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	年	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	月生
2. きょうだいはいない									

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子様からみた関係で当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 母親	2. 父親	3. その他（ ）
-------	-------	--------------------------------

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係について当てはまる番号1つに〇をつけてください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 配偶者がいる | 2. 配偶者がいない |
|-----------|------------|

問6 宛名のお子様の子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。 お子様からみた関係で当てはまる番号1つに〇をつけてください。

- | | | | | |
|----------|---------|---------|----------|-----------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親 | 3. 主に父親 | 4. 主に祖父母 | 5. その他（ ） |
|----------|---------|---------|----------|-----------|

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 宛名のお子様の子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。 お子様からみた関係で当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. 祖父母 | 4. 幼稚園 |
| 5. 保育所（園） | 6. 認定こども園 | 7. その他（ ） | |

問8 宛名のお子様の子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境すべてに〇をつけてください。

- | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 1. 家庭（祖父母等へ預けるケースを含む） | 2. 地域 | 3. 幼稚園 |
| 4. 保育所（園） | 5. 認定こども園 | 6. その他（ ） |

問9 日頃、宛名のお子様をみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

- | | | |
|------------------------------------|---|--------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } | →問9-1へ |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } | →問9-2へ |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | | |
| 5. いずれもない | | →問10へ |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に〇をつけた方（祖父母等の親族にみてもらえる方）にうかがいます。祖父母等の親族にお子様をみてもらっている状況について、当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある |
| 6. その他（ ） |

→問10へ

問9-2 問9で「3.」または「4.」に○をつけた方（子どもをみてもらえる友人・知人がいる方）にうかがいます。友人・知人にお子様をみてもらっている状況について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発育にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他（ ）

問 10 宛名のお子様の子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。または相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 「いる」または「ある」 → 問 10-1 へ
2. 「いない」または「ない」 → 問 11 へ

問 10-1 問 10 で “1. 「いる」または「ある」” に○をつけた方にうかがいます。お子様の子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 子育て支援施設（地域子育て支援拠点、児童館等）
やNPO法人 |
| 5. 保健所・保健センター | 6. 保育士 |
| 7. 幼稚園教諭 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 9. かかりつけの医師 | 10. 自治体の子育て関連担当窓口 |
| 11. その他（ ） | |

問 11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

宛名のお子様の保護者の就労状況についてうかがいます。

問 12 宛名のお子様の保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）についてうかがいます。

※フルタイム＝1週5日程度・1日8時間程度の就労
パート・アルバイト等＝フルタイム以外の就労

(1) **母親** 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号 1つに○ をつけてください。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中ではない） 2. フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中である） 3. パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない） 4. パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中である） 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない | <div style="font-size: 3em;">}</div> <p>→(1)-1へ</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない | <div style="font-size: 3em;">}</div> <p>→(2)へ</p> |

(1) - 1 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください（口内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字）。

1週当たり 日 1日当たり 時間

(1) - 2 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時刻は、(例)08時～18時のように、24時間制でお答えください（口内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字）。

家を出る時刻 時 帰宅時刻 時

(2) **父親** 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号 1つに○ をつけてください。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない） 2. フルタイムで就労（育休・介護休業中である） 3. パート・アルバイト等で就労（育休・介護休業中ではない） 4. パート・アルバイト等で就労（育休・介護休業中である） 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない | <div style="font-size: 3em;">}</div> <p>→(2)-1へ</p> |
| <ol style="list-style-type: none"> 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない | <div style="font-size: 3em;">}</div> <p>→問 14へ</p> |

(2)-1 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください(口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字)。

1週当たり	<input type="text"/>	日	1日当たり	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時間
-------	----------------------	---	-------	----------------------	----------------------	----

(2)-2 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時刻は、(例)08時~18時のように、24時間制でお答えください(口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字)。

家を出る時刻	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時	帰宅時刻	<input type="text"/>	<input type="text"/>	時
--------	----------------------	----------------------	---	------	----------------------	----------------------	---

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。
フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

<ol style="list-style-type: none">1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
--

(2) 父親

<ol style="list-style-type: none">1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
--

問 14 問 12 の (1) または (2) で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15 へお進みください。

就労したいという希望はありますか。当てはまる番号 1 つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください (数字は一桁に一字)。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)

2. 1 年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

→ 希望する就労形態
(番号に○、②は□
に数字を記入)

- ①. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労)
②. パートタイム、アルバイト等 (「①」以外)

→ 1 週当たり 日 1 日当たり 時間

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)

2. 1 年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

→ 希望する就労形態
(番号に○、②は□
に数字を記入)

- ①. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労)
②. パートタイム、アルバイト等 (「①」以外)

→ 1 週当たり 日 1 日当たり 時間

問 15-3 現在、定期的に利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。また、中央市外の場合は具体的な市町村名を1つご記入ください。

1. 中央市内

2. 中央市外（市町村名： ）

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため
2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している
3. 子育て（教育を含む）をしている方に就労予定がある／求職中である
4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している
5. 子育て（教育を含む）をしている方に病気や障がいがある
6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である
7. その他（ ）

⇒ 問 16 へ

問 15-5 問 15 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。
また8. の場合は□に年齢を記入してください。

1. （「子どもの教育や発達のため」、「子どもの母親か父親が就労していない」などの理由で）利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため（ □ 歳くらいになったら利用しようと考えている）
9. その他（ ）

問 16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子様の平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所（園）の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（園）（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育園（所）の機能を併せ持つ施設）
5. 小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人のもの）
6. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する保育施設）
8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設）
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
11. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
12. 今後利用する予定はない
13. その他（ ）

問 16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。また、中央市外の場合は具体的な市町村名を1つご記入ください。

- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 中央市内 | 2. 中央市外（市町村名： ） |
|---------|-----------------|

問 16-2 問16で「1. 幼稚園」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ3～11のいずれかにも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

宛名のお子様の地域の子育て支援 事業の利用状況についてうかがいます。

問 17 宛名のお子様は、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、中央市では、ちゃいんど広場、まちかど保育園と呼ばれています）等を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

- | | |
|---|--------------------|
| 1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場） | |
| 1 週当たり □ 回 | もしくは 1 ヶ月当たり □ 回程度 |
| 2. その他中央市で実施している類似の事業（例：おやこふれあい広場（児童館）） | |
| 1 週当たり □ 回 | もしくは 1 ヶ月当たり □ 回程度 |
| 3. 利用していない | |

問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業等について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

1. 利用していないが、今後利用したい

1 週当たり 回 もしくは 1 ヶ月当たり 回程度

2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

1 週当たり 更に 回 もしくは 1 ヶ月当たり 更に 回程度

3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問 19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。①～⑪の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

事業名	A 知っている		B これまでに利用した ことがある		C 今後利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
回答例	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
①母親学級、パパママ教室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②育児学級 (離乳食教室・事故防止)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③すこやか相談	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④わくわくママクラス (子育てセミナー)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤教育相談	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥児童館の子育て支援事業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦中央市子育てガイドブック	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧民間の子育て支援施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨中央市子育てアプリ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩親子教室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪つどいの広場「笑」	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

**宛名のお子様の土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な
教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。**

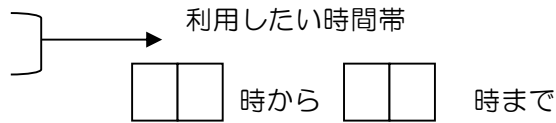
問 20 宛名のお子様について、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※教育・保育事業とは、幼稚園、保育所（園）、認可外保育施設などの事業を指し、親族・知人による預かりは含みません。

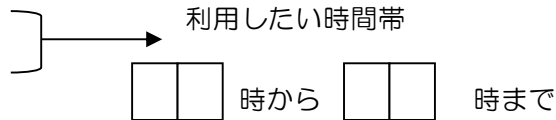
(1) 土曜日

- 1. 利用する必要はない
- 2. ほぼ毎週利用したい
- 3. 月に1～2回は利用したい



(2) 日曜・祝日

- 1. 利用する必要はない
- 2. ほぼ毎週利用したい
- 3. 月に1～2回は利用したい



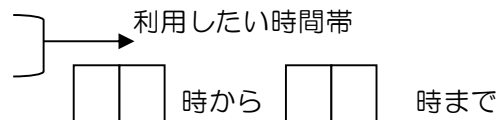
問 20-1 問 20 の (1) もしくは (2) で、「3. 月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、月に1～2回利用したい理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 月に数回仕事が入るため
- 2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため
- 3. 親族の介護や手伝いが必要なため
- 4. 息抜きのため
- 5. その他 ()

問 21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子様について、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

- 1. 利用する必要はない
- 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい
- 3. 休みの期間中、週に数日利用したい



問 21-1 問 21 で、「3. 週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、週に数日利用したい理由について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 週に数回仕事が入るため
- 2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため
- 3. 親族の介護や手伝いが必要なため
- 4. 息抜きのため
- 5. その他 ()

宛名のお子様の病気の際の対応についてうかがいます。

(平日の教育・保育を利用する方のみ)

問 22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 15 で1に○をつけた方)にうかがいます。利用していらっしゃらない方は、問 23 にお進みください。

この1年間(平成30年1月~12月)に、宛名のお子様が病気やケガで通常の教育・保育の事業が利用できなかったことはありましたか。

1. あった → 問 22-1 へ

2. なかった → 問 23 へ

問 22-1 宛名のお子様が病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間(平成30年1月~12月)に行った対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください)。

1年間の対処方法	日数
1. 父親が休んだ	日
2. 母親が休んだ	日
3. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもを看た	日
4. (同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった	日
5. 病児・病後児の保育事業を利用した	日
6. ベビーシッターを利用した	日
7. ファミリー・サポート・センターを利用した	日
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	日
9. その他 ()	日

→ 問 22-1 で「1.」「2.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても口内に数字でご記入ください(数字は一桁に一字)。

※なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい → 日 → 問 22-3 へ

2. 利用したいとは思わない → 問 22-4 へ

→ 問 22-5 へ

問 22-3 問 22-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われる
 ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 施設（例：幼稚園・保育所（園）等）に併設した施設で子どもを保育する事業
2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業
（例：ファミリー・サポート・センター等）
4. その他（)

→問 23 へ

問 22-4 問 22-2 で「2. 利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。そう
 と思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安がある
2. 地域の事業の質に不安がある
3. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間日数など）がよくない
4. 利用料がかかる・高い
5. 利用料がわからない
6. 親が仕事を休んで対応する
7. その他（)

→問 23 へ

問 22-1 で「3.」～「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 22-5 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と
 思われましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を
 休んで見たかった日数についても 数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

1. できれば仕事を休んで看たい →仕事を休んで見たかった日数

--	--

 日 → 問 23 へ
2. 休んで看することは非常に難しい → 問 22-6 へ
3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 23 へ

問 22-6 問 22-5 で「2. 休んで看することは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。
 そうと思われる理由について当てはまる番号 すべてに○をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みがとれない
2. 自営業なので休めない
3. 休暇日数が足りないので休めない
4. その他（)

問 24 宛名のお子様について、私用、親の通院、就労等の目的で、年間何日くらい不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の事業を利用したいと思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を数字でご記入ください）。

※なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい		計	日
	ア. 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的		日
	イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 等		日
	ウ. 不特定の就労		日
	エ. その他（ ）		日
2. 利用する必要はない →問 25 へ			

問 24-1 へ

問 24-1 問 24 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。問 24 の目的でお子様を預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所（園）等） 2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等） 3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等） 4. その他（ ） |
|--|

問 25 この 1 年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子様を泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この 1 年間（平成 30 年 1 月～12 月）の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください。

	1 年間の対処方法	泊数
1. あった	ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった	泊
	イ.短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	泊
	ウ.イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	泊
	カ. その他（ ）	泊
2. なかった		

ア. 以外を選択した方は →問 26 へ

問 25-1 問 25 で「1. あった ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | | | |
|-------------|------------------|---------------|
| 1. 非常に困難だった | 2. どちらかというと困難だった | 3. 特に困難ではなかった |
|-------------|------------------|---------------|

**宛名のお子様は5歳以上である方に、小学校就学後の
放課後の過ごし方についてうかがいます。**

→ 5歳未満の方は、問30へ

問26 宛名のお子様について、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の場合には、利用を希望する時間も数字でご記入ください。時間は（例）18時のように24時間制でご記入ください。

「放課後児童クラブ（学童保育）」

…保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては一定の利用料がかかります。

回答例	
① 自宅	週 5 日くらい
1. 自宅	週 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 日くらい
4. 児童館 ※1	週 日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週 日くらい
6. 放課後児童クラブ（学童保育）	週 日くらい → 下校時から 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週 日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望する場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問27 宛名のお子様について、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の場合には、利用を希望する時間も数字でご記入ください。時間は（例）18時のように24時間制でご記入ください。

※だいたい先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

回答例	
① 自宅	週 5 日くらい
1. 自宅	週 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 日くらい
4. 児童館 ※1	週 日くらい
5. 放課後子ども教室	週 日くらい
6. 放課後児童クラブ（学童保育）	週 日くらい → 下校時から 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週 日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望する場合は「6.」に回答

問 28 問 26 または問 27 で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子様について、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望はありますか。

(1) (2) それぞれについて、当てはまる番号 1つ に○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に（例）09時～18時 のように 24 時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

(1) 土曜日	
1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} → 利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	
3. 利用希望はない	
	<input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで
(2) 日曜・祝日	
1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} → 利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	
3. 利用希望はない	
	<input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで

問 29 宛名のお子様について、お子様の夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望はありますか。当てはまる番号 1つ に○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に（例）09時～18時 のように 24 時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

※なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	} → 利用したい時間帯
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	
3. 利用希望はない	
	<input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで

**すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など
職場の両立支援制度についてうかがいます。**

問 30 宛名のお子様がお生まれの時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号 1つに〇 をつけ、また、取得していない方はその理由として当てはまる番号 すべてに〇 をつけてください。

母親（いずれかに〇）	父親（いずれかに〇）
1. 働いていなかった	1. 働いていなかった
2. 取得した（取得中である）	2. 取得した（取得中である）
3. 取得していない	3. 取得していない



取得していない理由 (当てはまる番号すべてに〇をつけてください)	取得していない理由 (当てはまる番号すべてに〇をつけてください)
1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった	2. 仕事が忙しかった
3. (産休後に) 仕事に早く復帰したかった	3. 仕事に早く復帰したかった
4. 仕事に戻るのが難しそうだった	4. 仕事に戻るのが難しそうだった
5. 昇給・昇格などが遅れそうだった	5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる	6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
7. 保育所(園)などに預けることができた	7. 保育所(園)などに預けることができた
8. 配偶者が育児休業制度を利用した	8. 配偶者が育児休業制度を利用した
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10. 子育てや家事に専念するため退職した	10. 子育てや家事に専念するため退職した
11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
13. 育児休業を取得できることを知らなかった	13. 育児休業を取得できることを知らなかった
14. 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	14. その他 ()
15. その他 ()	

問 30-1 子どもが原則1歳(保育所(園)における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6ヶ月、さらにそれ以後も同様の要件を満たす場合には再延長でき、最長2歳)になるまで育児休業給付が支給される仕組みや子どもが満3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。
当てはまる番号 1つに〇 をつけてください。

1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
2. 育児休業給付のみ知っていた
3. 保険料免除のみ知っていた
4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

問 30 で「1. 働いていなかった」、「3. 取得していない」と回答した方は、問 31 へ

以下は、問 30 で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

問 30-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号 1 つ に○をつけてください。

(1) 母親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した 2. 現在も育児休業中である 3. 育児休業中に離職した

(2) 父親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した 2. 現在も育児休業中である 3. 育児休業中に離職した

問 30-2 の (1)、(2) のいずれか又は両方で

「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方は、問 30-3 へ

「2. 現在も育児休業中である」、を回答した方は、問 30-9 へ

「3. 育児休業中に離職した」と回答した方は問 31 へそれぞれお進みください。

問 30-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所（園）入所に合わせたタイミングでしたか。

あるいはそれ以外でしたか。どちらか 1 つ に○をつけてください。

※年度初めでの認可保育所（園）入所を希望して、1 月～2 月頃復帰して一時的に認可外保育所（園）に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所（園）に入園できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親

1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった 2. それ以外だった

(2) 父親

1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった 2. それ以外だった

問 30-4 育児休業からは、「実際」にお子様は何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

実際の取得期間 □ 歳 □□ ヶ月 希望 □ 歳 □□ ヶ月

(2) 父親

実際の取得期間 □ 歳 □□ ヶ月 希望 □ 歳 □□ ヶ月

問 30-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子様は何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

□ 歳 □□ ヶ月

(2) 父親

□ 歳 □□ ヶ月

問 30-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問 30-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてお答えください。

(1) 「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

① 母親

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所（園）に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他（ ） | |

② 父親

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所（園）に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他（ ） | |

(2) 「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

① 母親

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所（園）に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | 6. その他（ ） |

② 父親

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所（園）に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | 6. その他（ ） |

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった） |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |

(2) 父親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった） |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |

問 30-7 で「3. 利用しなかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にうかがいます。

問 30-8 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。当てはまる理由すべてに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|--|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった |
| 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額される |
| 4. 短時間勤務にすると保育所（園）の入園申請の優先順位が下がる |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった） |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった |
| 10. その他（) |

(2) 父親

- | |
|--|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった |
| 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額される |
| 4. 短時間勤務にすると保育所（園）の入園申請の優先順位が下がる |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった） |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった |
| 10. その他（) |

問 30-2 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問 30-9 宛名のお子様が1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 1歳になるまで育児休業を取得したい | 2. 1歳になる前に復帰したい |
|----------------------|-----------------|

(2) 父親

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 1歳になるまで育児休業を取得したい | 2. 1歳になる前に復帰したい |
|----------------------|-----------------|

最後に、中央市の子育て関連の取り組み

全般についてうかがいます。

問 31 中央市における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

不満	やや不満	普通	やや満足	満足
1	2	3	4	5

問 32 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れ、1月28日までに投函してください。

(または園にお戻しく下さい)

中央市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査 【小学生用】

皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、子ども・子育て支援法（2012年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）に沿って、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施することに取り組んでいます。

この計画期間が2019年度に終了するため、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしました。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するにあたり、住民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

皆様からいただいたご回答は、統計的に処理し、個別の回答者や回答内容が公表されることはありません。また、個別の調査結果を他の目的に使用することはございませんので、安心してお答えください。

ご多忙のこととは存じますが、なにとぞ、本調査の趣旨をご理解賜り、ご回答いただきますようお願い申し上げます

平成 31 年 1 月

中央市長 田中 久雄

【ご記入にあたってのお願い】

1. ご回答は、**宛名のお子様の保護者の方**がご記入ください。
2. 選択肢の場合、お選びいただく数が設問によって異なりますので、ご注意ください。また「その他」をお選びいただいた場合は、その後にある（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
3. お手数ですが、ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に封入していただき、**1月28日（月）までに、切手を貼らずに、郵便ポストへご投函ください。**

お問い合わせ先

中央市役所 子育て支援課 電話：055-274-8557

子ども・子育て支援新制度は、次のような考え方に基づいています。

～子ども・子育て支援新制度とは～

- 急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することが重要となります。
- 子どもの健やかな成長のためには、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められ、自分は大切な存在だと感じられるように育まれることが必要です。
- 子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

～子ども・子育て支援とは～

- 子ども・子育て支援新制度の考え方をもとに、保護者には子育てについて重要な責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を受けやすくなるような支援を行うものです。
- 子ども・子育て支援では、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

【用語の定義】

- ・ 子 育 て : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教 育 : 家庭での教育を含めた広い意味で用いています。

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区（小学校区）として当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

選択肢（○は1つ）	該当する自治会名
1. 三村小学校区	井之口一、井之口二、西新居、中楯、新城、上成島、宿成島、新成島、下成島一、下成島二、高橋、極楽寺、若宮
2. 玉穂南小学校区	乙黒、下河東東、下河東西、下河東下、町之田、一町畑、上三条、下三条一、下三条二
3. 田富小学校区	布施第五、新町第一、新町第二、東、臼井阿原第一、臼井阿原第二、新道、東花輪第一、東花輪第二、東花輪第三、清川、桜
4. 田富北小学校区	鍛冶新居、リバーサイド第一、リバーサイド第二、リバーサイド第三、山之神、宮北、布施第三、布施第四
5. 田富南小学校区	西花輪第一、西花輪第二、釜無、飛石、山王第一、山王第二、山王第三、大田和、藤巻、今福、今福新田
6. 豊富小学校区	浅利、木原、高部、大鳥居、関原、久保団地、神明

宛名のお子様とご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子様の生年月と学年をご記入ください（□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字）。

平成 年 月生まれ 小学 年生

問3 宛名のお子様のきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子様を含めた人数を、□内に数字でご記入ください。お2人以上のお子様がいいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入ください。

1. きょうだいがいる
 きょうだい数 人 末子の生年月 平成 年 月生
2. きょうだいはいない

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子様からみた関係で当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他（ ）

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子様の子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子様からみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他（ ）

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 宛名のお子様の子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子様からみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. 祖父母 4. 小学校 5. その他（ ）

問8 宛名のお子様の子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

1. 家庭（祖父母等へ預けるケースを含む） 2. 地域 3. 小学校
4. その他（ ）

問9 日頃、宛名のお子様をみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|------------------------------------|---|--------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } | →問9-1へ |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } | →問9-2へ |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | | |
| 5. いずれもない | | →問10へ |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に○をつけた方（祖父母等の親族にみてもらえる方）にうかがいます。祖父母等の親族にお子様をみてもらっている状況について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である
3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他（ ）

→問10へ

問9-2 問9で「3.」または「4.」に○をつけた方（子どもをみてもらえる友人・知人がいる方）にうかがいます。友人・知人にお子様をみてもらっている状況について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発育にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他（ ）

問 10 宛名のお子様の子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。または相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 「いる」または「ある」 → 問 10-1 へ
2. 「いない」または「ない」 → 問 11 へ

問 10-1 問 10 で“1. 「いる」または「ある」”に○をつけた方にうかがいます。お子様の子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| 1. 祖父母等の親族 | 2. 友人や知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 子育て支援施設（地域子育て支援拠点、児童館等）
やNPO 法人 |
| 5. 保健所・保健センター | 6. 学校等 |
| 7. 民生委員・児童委員 | 8. かかりつけの医師 |
| 9. 自治体の子育て関連担当窓口 | 10. その他（ ） |

問 11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

宛名のお子様の保護者の就労状況についてうかがいます。

問 12 宛名のお子様の保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）についてうかがいます。

※フルタイム＝1週5日程度・1日8時間程度の就労
 パート・アルバイト等＝フルタイム以外の就労

(1) **母親** 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中ではない） 2. フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中である） 3. パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない） 4. パート・アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中である） 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない	} →(1)-1へ } →(2)へ
--	----------------------

(1) -1 (1) で「1.～4.」(就労している) に○をつけた方にうかがいます。

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。
 就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。
 産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください（口内に数字
 でご記入ください。数字は一桁に一字）。

1週当たり <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 日	1日当たり <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 時間
---	--

(1) -2 (1) で「1.～4.」(就労している) に○をつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターン
 についてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答
 えください。時刻は、(例) 08時～18時のように、24時間制でお答えください（口内に数字で
 ご記入ください。数字は一桁に一字）。

家を出る時刻 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 時	帰宅時刻 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 時
--	--

(2) **父親** 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない） 2. フルタイムで就労（育休・介護休業中である） 3. パート・アルバイト等で就労（育休・介護休業中ではない） 4. パート・アルバイト等で就労（育休・介護休業中である） 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない	} →(2)-1へ } →問 14へ
--	-----------------------

(2)-1 (2)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。
就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。
育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください(口内に数字でご記入
ください。数字は一枠に一字)。

1週当たり 日 1日当たり 時間

(2)-2 (2)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターン
についてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えくだ
さい。時刻は、(例)08時～18時のように、24時間制でお答えください(口内に数字で
ご記入ください。数字は一枠に一字)。

家を出る時刻 時 帰宅時刻 時

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけ
た方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) **母親**

1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

(2) **父親**

1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

問 14 問 12 の (1) または (2) で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15 へお進みください。

就労したいという希望はありますか。当てはまる番号 1 つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください (数字は一桁に一字)。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)

2. 1 年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

→ 希望する就労形態
(番号に○、②は□
に数字を記入)

- ①. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労)
②. パートタイム、アルバイト等 (「①」以外)

→ 1 週当たり 日 1 日当たり 時間

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)

2. 1 年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい

3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい

→ 希望する就労形態
(番号に○、②は□
に数字を記入)

- ①. フルタイム (1 週 5 日程度・1 日 8 時間程度の就労)
②. パートタイム、アルバイト等 (「①」以外)

→ 1 週当たり 日 1 日当たり 時間

宛名のお子様の病気の際の対応についてうかがいます。

問 15 この1年間（平成30年1月～平成30年12月）に、宛名のお子様が病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。

1. あった → 問 15-1 へ

2. なかった → 問 16 へ

問 15-1 宛名のお子様が病気やケガで学校を休んだ場合、この1年間（平成30年1月～12月）に行った対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください）。

1年間の対処方法	日数
1. 父親が休んだ	日
2. 母親が休んだ	日
3. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもを見た	日
4. (同居者を含む) 親族・知人に子どもを見てもらった	日
5. 病児・病後児の施設を利用した	日
6. ベビーシッターを利用した	日
7. ファミリー・サポート・センターを利用した	日
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	日
9. その他 ()	日

→ 問 15-1 で「1.」「2.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 15-2 その際、「できれば病児・病後児のための施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児施設等を利用したい →

日 → 問 15-3 へ

2. 利用したいとは思わない → 問 15-4 へ

→ 問 15-5 へ

問 15-3 問 15-2 で「1. できれば病児・病後児施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 施設（例：児童館・児童養護施設等）に併設した施設
2. 小児科に併設した施設
3. ファミリー・サポート・センター
4. その他（)

→問 16 へ

問 15-4 問 15-2 で「2. 利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安がある
2. 地域の事業の質に不安がある
3. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間日数など）がよくない
4. 利用料がかかる・高い
5. 利用料がわからない
6. 親が仕事を休んで対応する
7. その他（)

→問 16 へ

問 15-1 で「3.」～「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 15-5 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで見たかった日数についても数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

1. できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで見たかった日数 日 → 問 16 へ
2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ
3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ

問 15-6 問 15-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みがとれない
2. 自営業なので休めない
3. 休暇日数が足りないので休めない
4. その他（)

放課後の過ごし方についてうかがいます。

問 16 宛名のお子様について、現在放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。また、希望としてはどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の場合には、利用を希望する時間も数字でご記入ください。時間は（例）18時のように24時間制でご記入ください。

「放課後児童クラブ（学童保育）」

…保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては一定の利用料がかかります。

放課後を過ごす場所[複数選択可]	1週当たりの日数[数字を記入]	
	現 状	希 望
回答例		
①. 自宅	週 <input type="text" value="5"/> 日くらい	週 <input type="text" value="1"/> 日くらい
1. 自宅	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、 学習塾など)	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
4. 児童館 ※1	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
6. 放課後児童クラブ (学童保育)	週 <input type="text"/> 日くらい → 下校時から <input type="text"/> 時まで	週 <input type="text"/> 日くらい → 下校時から <input type="text"/> 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブ（学童保育）を利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

宛名のお子様が小学校3年生以下の方にかがいます。

→宛名のお子様は小学校4年生以上の場合は、問18へ

問17 宛名のお子様について、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の場合には、利用を希望する時間も数字でご記入ください。時間は（例）18時のように24時間制でご記入ください。

放課後を過ごさせたい場所[複数選択可]	1週当たりの希望日数[数字を記入]
回答例 ①. 自宅	週 <input checked="" type="checkbox"/> 5 日くらい
1. 自宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
3. 習い事 （ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
4. 児童館 ※1	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
6. 放課後児童クラブ（学童保育）	週 <input type="checkbox"/> 日くらい → 下校時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="checkbox"/> 日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週 <input type="checkbox"/> 日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブ（学童保育）を利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

- 問 18 問 16 または問 17 で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。
宛名のお子様について、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望はありますか。
（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号 1つ に○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に（例）09時～18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

(1) 土曜日	
1. 利用したい	→ 利用したい時間帯
2. 利用希望はない	<input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで
(2) 日曜・祝日	
1. 利用したい	→ 利用したい時間帯
2. 利用希望はない	<input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで

- 問 19 宛名のお子様について、お子様の夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望はありますか。当てはまる番号 1つ に○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に（例）09時～18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。
※なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	→ 利用したい時間帯
2. 利用希望はない	<input type="text"/> <input type="text"/> 時から <input type="text"/> <input type="text"/> 時まで

最後に、中央市の子育て関連の取り組み
全般についてうかがいます。

問 20 中央市における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

不満	やや不満	普通	やや満足	満足
1	2	3	4	5

問 21 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れ、1月28日までに投函してください。

**第2期中央市子ども・子育て支援事業計画
「親が子どもがいきいきプラン」**

発行日 令和2年3月
発行 中央市 子育て支援課
〒409-3892
山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1
TEL 055-274-8557
FAX 055-274-1125
URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>



第2期

中央市
子ども・子育て支援事業計画

親が子どもがいきいきプラン

【お問合せ先】

子育て支援課

〒409-3892 中央市臼井阿原301番地1 TEL 055-274-8557 FAX 055-274-1125

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>

